

第二期美郷町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

令和5年2月一部改訂

美郷町

令和4年度は、「第二期美郷町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し期間となっており、当初見込んだ「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」と実績値にかい離が10%以上ある場合には、見直しを行うこととされています。美郷町子ども・子育て会議において、その内容を審議したところ中間見直しを行うこととなりましたので、以下のとおり報告いたします。

見直し箇所

第3章 事業の計画目標

1. 教育・保育事業の確保策（令和5年度、6年度の数值）
2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策（放課後児童健全育成事業・妊婦健康診査の令和5年度、6年度の数值）

はじめに

平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、当町でも「美郷町子ども・子育て支援事業計画」と「行動計画」を合わせて策定し、事業を推進してまいりました。一方依然として少子化、核家族化、子育て世代の就労により、こども園等の教育・保育施設の需要や子育て支援に関する要望は増加傾向にあります。

そのため、「第二期美郷町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育て支援に関するニーズの把握を目的に、子育て世帯の保護者に対して「子育てに関する調査」を実施するとともに、外部の有識者からなる美郷町子ども・子育て会議で検討を行い、さらには「第 2 次美郷町総合計画」との調整も図りながら本計画を策定しました。

今後、本計画により、子どもと子育て家庭を地域全体で支援していく町づくりをさらに推進してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

美郷町長 松田 知己

目次

第1編 総論

.....	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
1. 美郷町の概況	5
(1) 人口、世帯の状況	5
(2) 児童人口等の状況	9
(3) 就労の状況	12
(4) 母子保健の状況	13
(5) 保育・教育を取り巻く状況	14
2. アンケート調査結果のポイント	19
(1) 調査の概要	19
(2) 就学前児童調査結果のポイント	20
(3) 小学校児童調査結果のポイント	31
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 計画の基本的な方向	36
(1) 基本理念	36
(2) 基本目標	37
2. 計画の体系	38

第2編 施策の展開

.....	39
第1章 事業推進の考え方	40
1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	40
2. 制度の全体像	42
(1) 保育の必要性の認定について	42
(2) 子どものための教育・保育給付	44
(3) 地域子ども・子育て支援事業	45

第2章 事業の推進	46
1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進	46
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進	47
3. 仕事と生活の調和の促進	50
4. その他の支援事業の推進	51
第3章 事業の計画目標	56
1. 教育・保育事業の確保策	56
2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策	57

第3編 子ども・子育て支援施策の推進

	58
第1章 施策推進の考え方	59
1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方	59
2. 次世代育成支援に関わる国の方向性	59
第2章 施策の展開	60
基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援	60
基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備	67
基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実	74
基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	76
基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	81

第4編 計画の推進体制

	84
第1章 計画の推進体制	85
1. 子ども・子育て会議による進捗評価	85
2. 庁内における進捗評価の体制	85
3. 関係機関との連携・協働	86
4. 計画の周知	86
第2章 進捗評価のしくみ	87
資料編	88
1. 子ども子育て会議設置条例	89
2. 子ども子育て会議委員名簿	90

第 1 編 総論

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

国においては平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、さらに「“社会全体”で子ども・子育てを支援」という考え方に基づき、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を策定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

これを受けて本町においては、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、新たに「美郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から事業を推進してきました。

そして、令和2年度からの「第二期子ども・子育て支援事業計画」では、行動計画策定指針の一部が改正され、放課後児童健全育成事業に関して特別な配慮を必要とする児童への対応、児童虐待防止対策に関して市町村における相談体制の強化や関係機関との連携強化を図ることなどが追加されました。

本町ではこれらに対応しつつ、町民ニーズへの対応や仕事と生活の調和の実現、子育て世代が安心して子育てができる環境を目指し、「第二期美郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

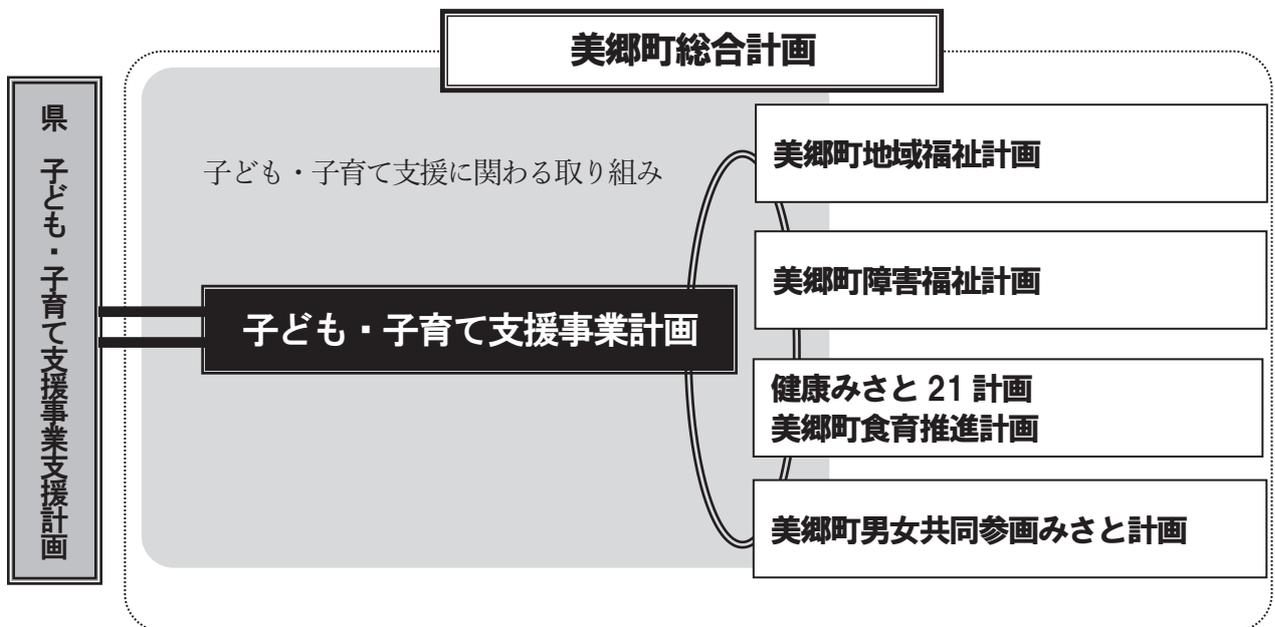
上位計画である「美郷町総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する政策について整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

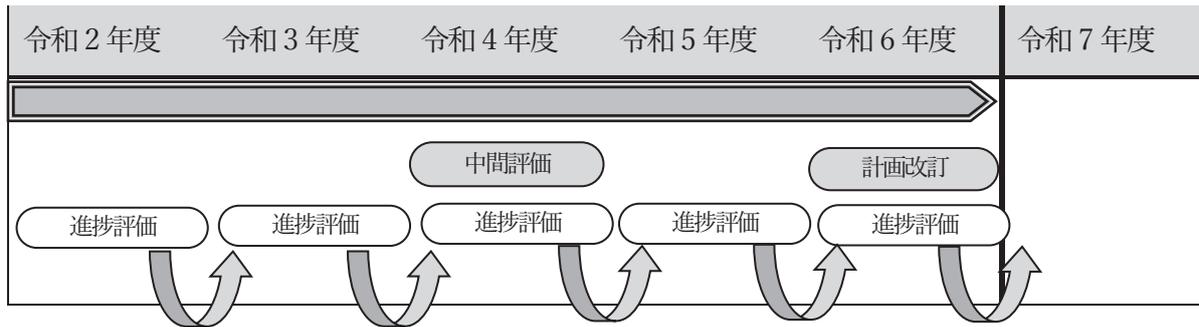
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされており、本町の第二期計画は令和2年度から令和6年度を計画の期間としています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

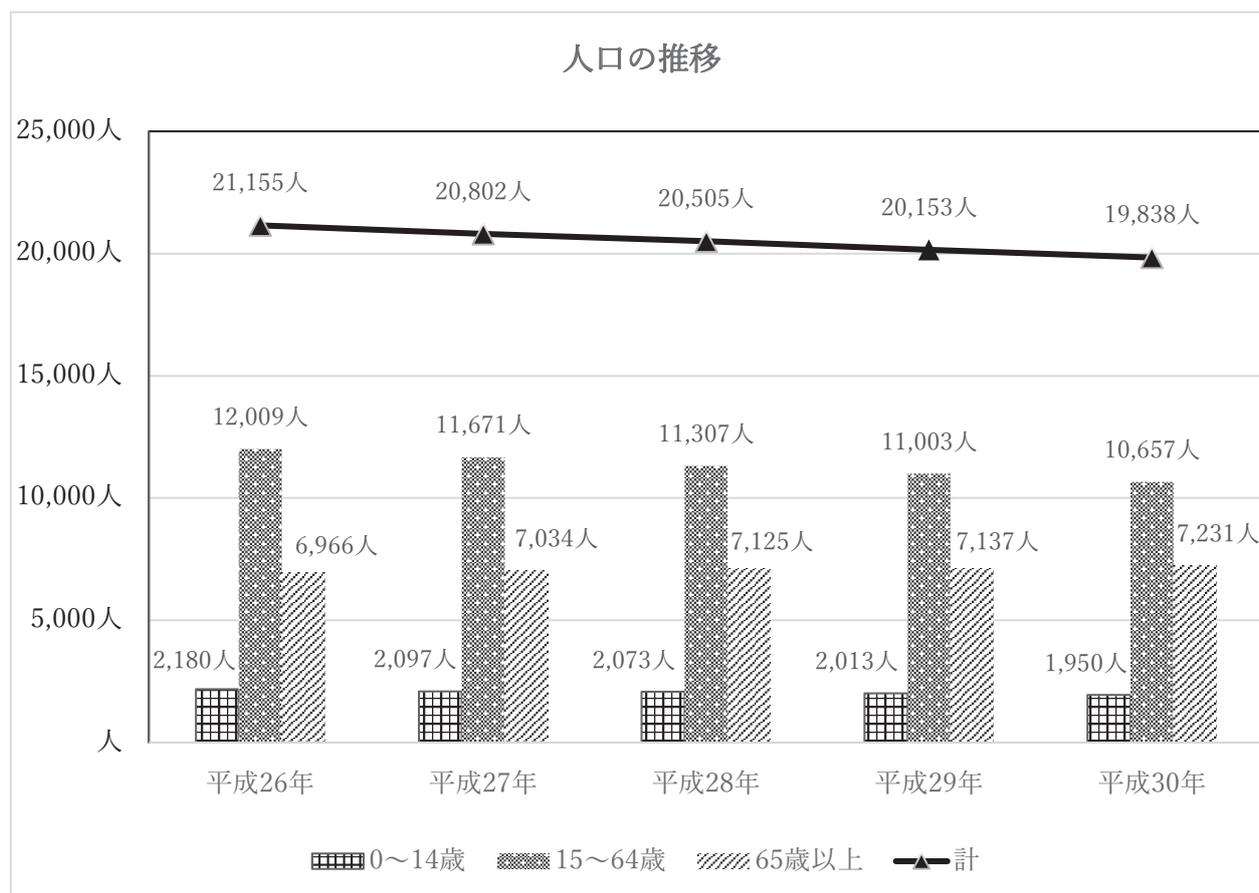


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 美郷町の概況

(1) 人口、世帯等の状況

1) 人口の推移

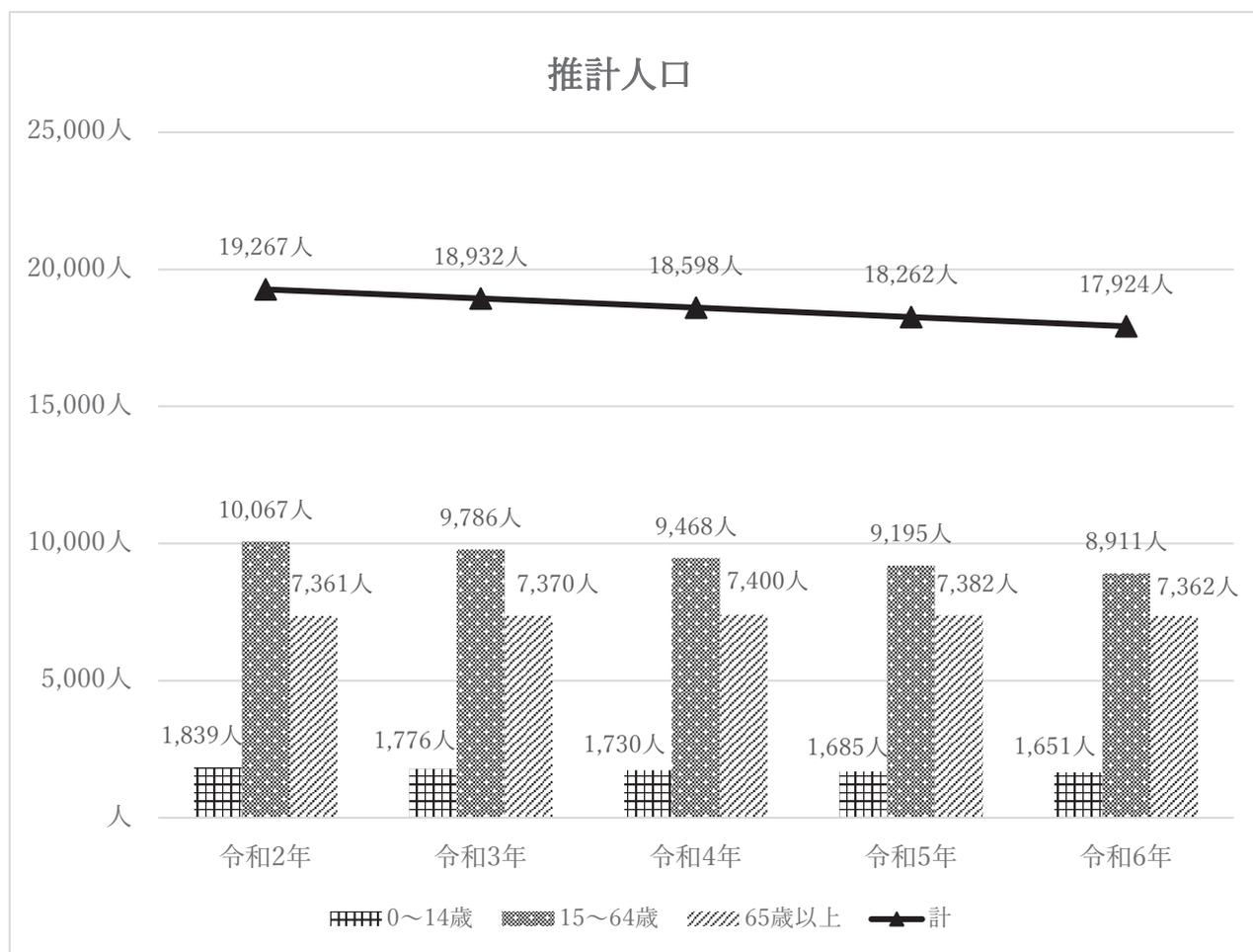


資料：住民基本台帳
外国人登録者数を含めた統計

総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成30年は平成26年に比べ、1,317人減少し、19,838人となっています。

各年齢層の人口構成に大きな変化はありませんが、「0～14歳」人口は平成26年の2,180人から230人の減、「15～64歳」人口は平成26年の12,009人から1,352人の減、逆に「65歳以上」は平成26年の6,966人から265人増となり、引き続き高齢化が進んでいます。

2) 推計人口

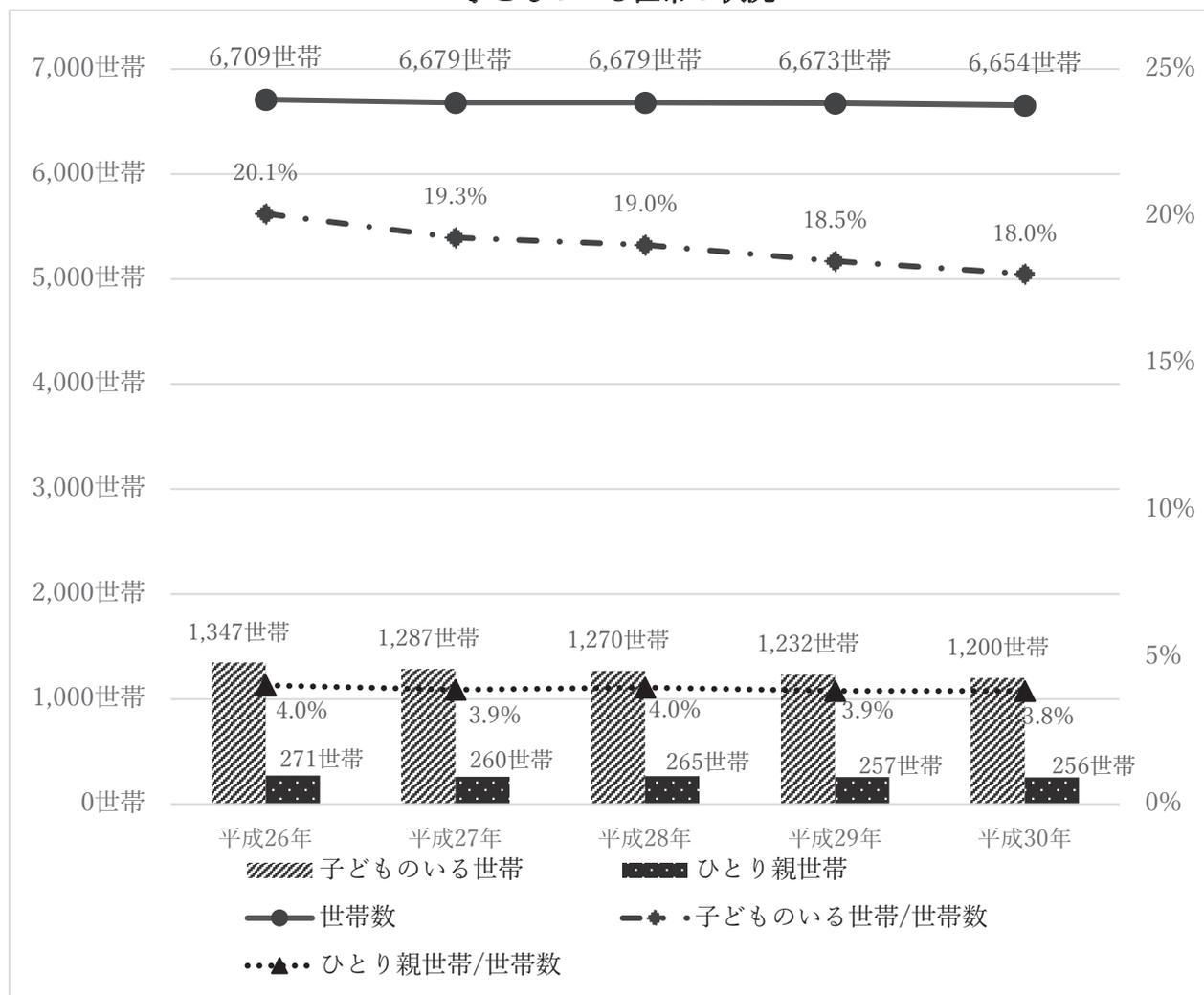


資料：美郷町住民基本台帳に基づく人口変動による推計

令和2年から令和6年までの人口推計をみると、今後も総人口は減少するものと推計され、「0～14歳」人口については、令和2年の1,839人から、令和6年には1,651人と188人の減少、「15歳～64歳」人口については1,156人と減少幅が最も多く、「65歳以上」の人口はほぼ横ばいとなっています。

3) 世帯の状況

子どものいる世帯の状況



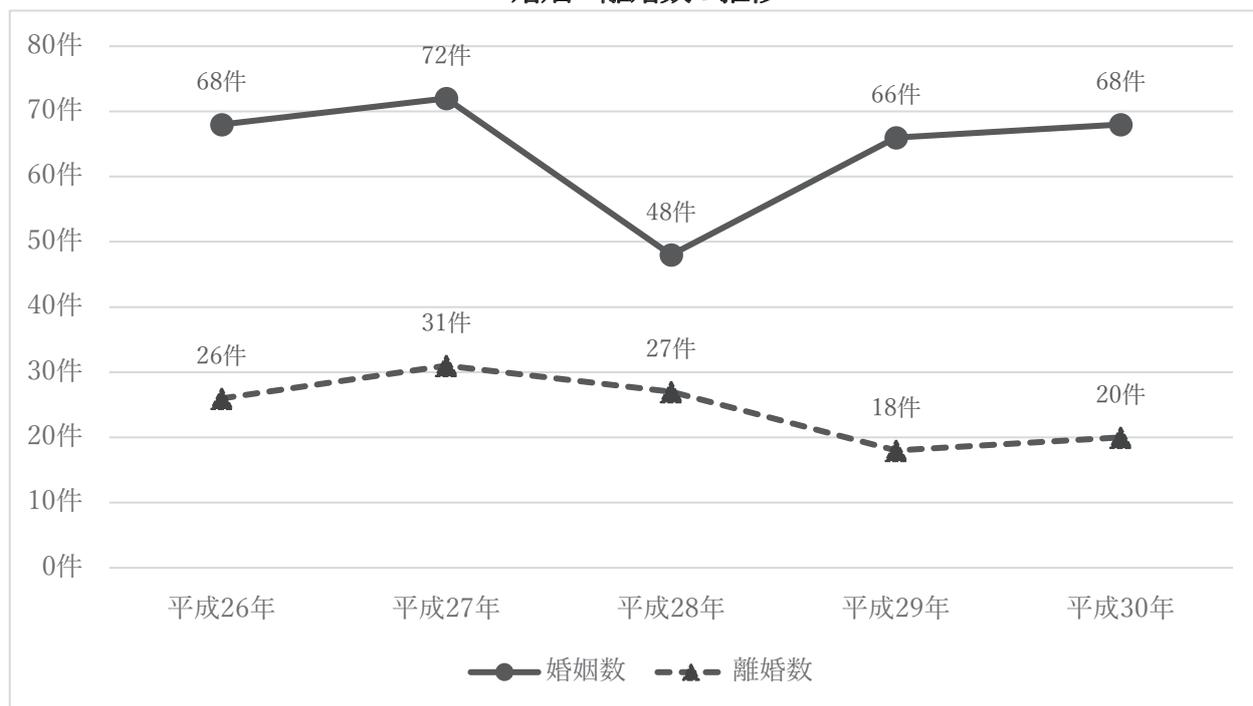
資料：美郷町統計データ

平成 26 年からの世帯数の推移をみると、ほぼ横ばいに推移していますが、子どものいる世帯数は徐々に減少してきており、世帯数に占める割合も平成 26 年からは平成 30 年の間に 2% 減少しています。

ひとり親の世帯数についてはほぼ横ばいで大きな変化はありません。

4) 婚姻・離婚数の状況

婚姻・離婚数の推移



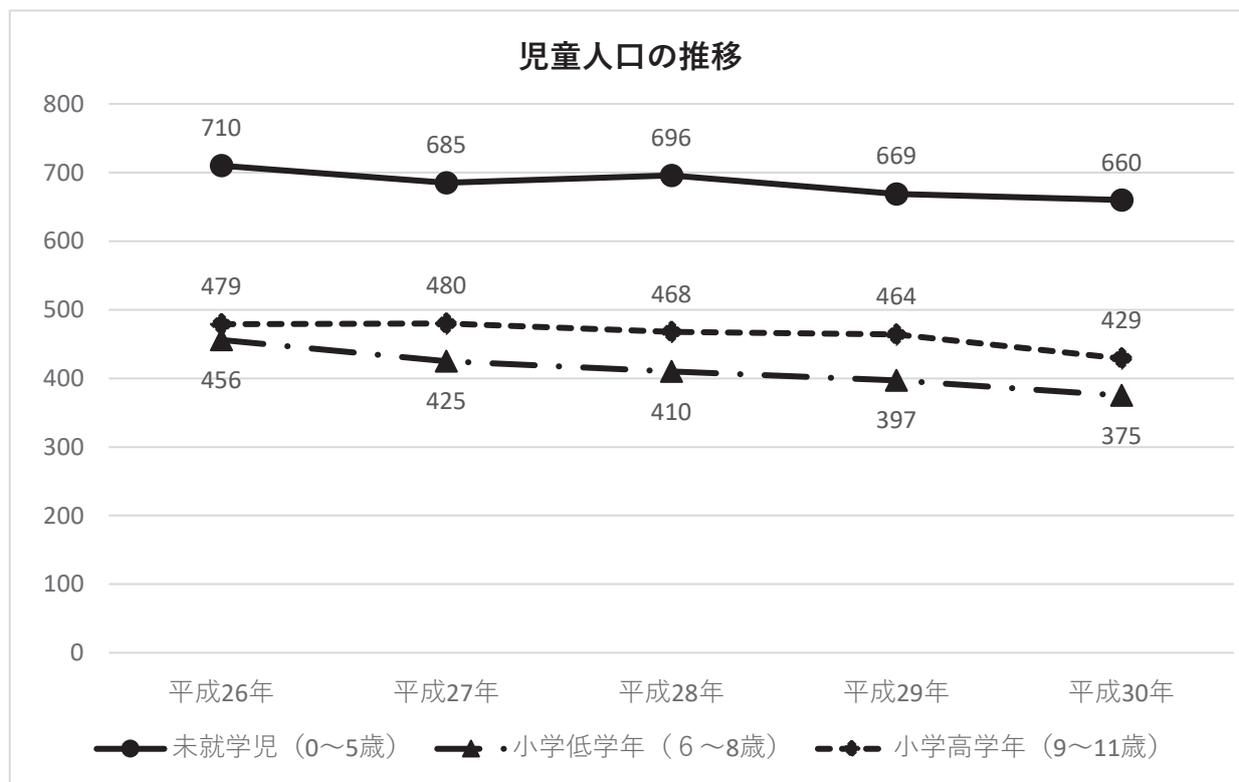
資料：美郷町統計データ

平成 26 年からの婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 28 年が大きく落ち込んだものの平成 29 年以降はおおむね 65 件～70 件の間で推移しています。

離婚件数は平成 27 年をピークに緩やかに減少しています。

(2) 児童人口等の状況

1) 児童人口の推移



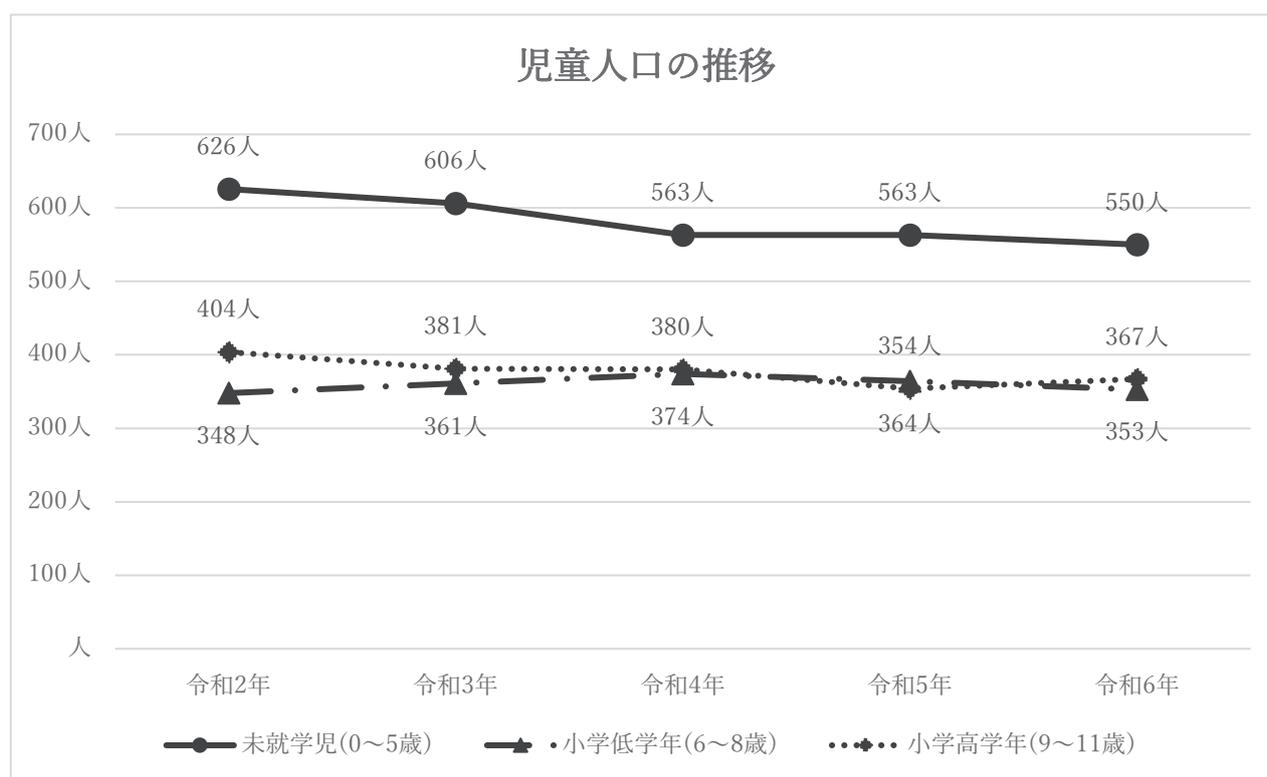
児童人口

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳	102人	103人	125人	86人	96人
1歳	116人	104人	108人	132人	85人
2歳	105人	116人	100人	111人	132人
3歳	131人	102人	123人	107人	115人
4歳	126人	132人	108人	123人	107人
5歳	130人	128人	132人	110人	125人
6歳	141人	129人	131人	131人	107人
7歳	151人	144人	132人	133人	134人
8歳	164人	152人	147人	133人	134人
9歳	145人	165人	154人	145人	133人
10歳	167人	147人	165人	155人	145人
11歳	167人	168人	149人	164人	151人

資料：住民基本台帳
外国人登録者数を含めた統計

0～11歳までの児童人口の推移をみると、全体的に減少傾向にあります。未就学児では平成26年に比べ、平成30年は660人と、50人の減少。小学低学年は81人の減少、小学高学年は50人の減少となっています。

2) 児童人口の推計

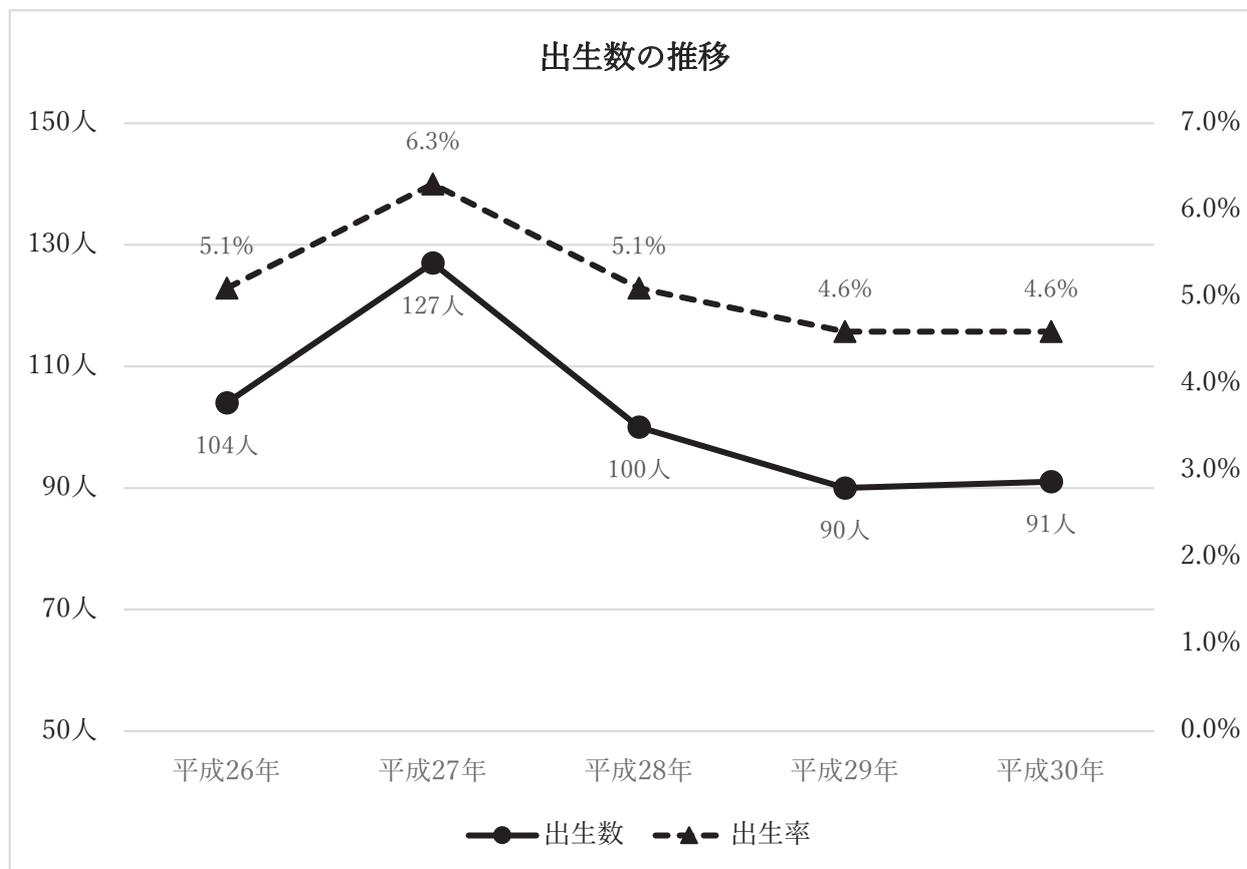


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	83人	88人	90人	87人	85人
1歳	89人	86人	91人	93人	90人
2歳	101人	90人	86人	92人	94人
3歳	93人	105人	93人	90人	95人
4歳	141人	95人	107人	94人	91人
5歳	118人	143人	96人	108人	95人
6歳	107人	118人	143人	96人	108人
7歳	131人	109人	121人	146人	98人
8歳	109人	133人	111人	122人	147人
9歳	136人	109人	133人	111人	122人
10歳	135人	137人	110人	134人	111人
11歳	133人	135人	137人	110人	134人

資料：美郷町住民基本台帳に基づく人口変動による推計

0～11歳までの児童人口の推計をみると、全体的に減少傾向にあり、未就学児では令和2年に比べ、令和6年は550人と、76人の減少、小学低学年では360人前後で推移、小学高学年では37人の減少となっています。

3) 出生数



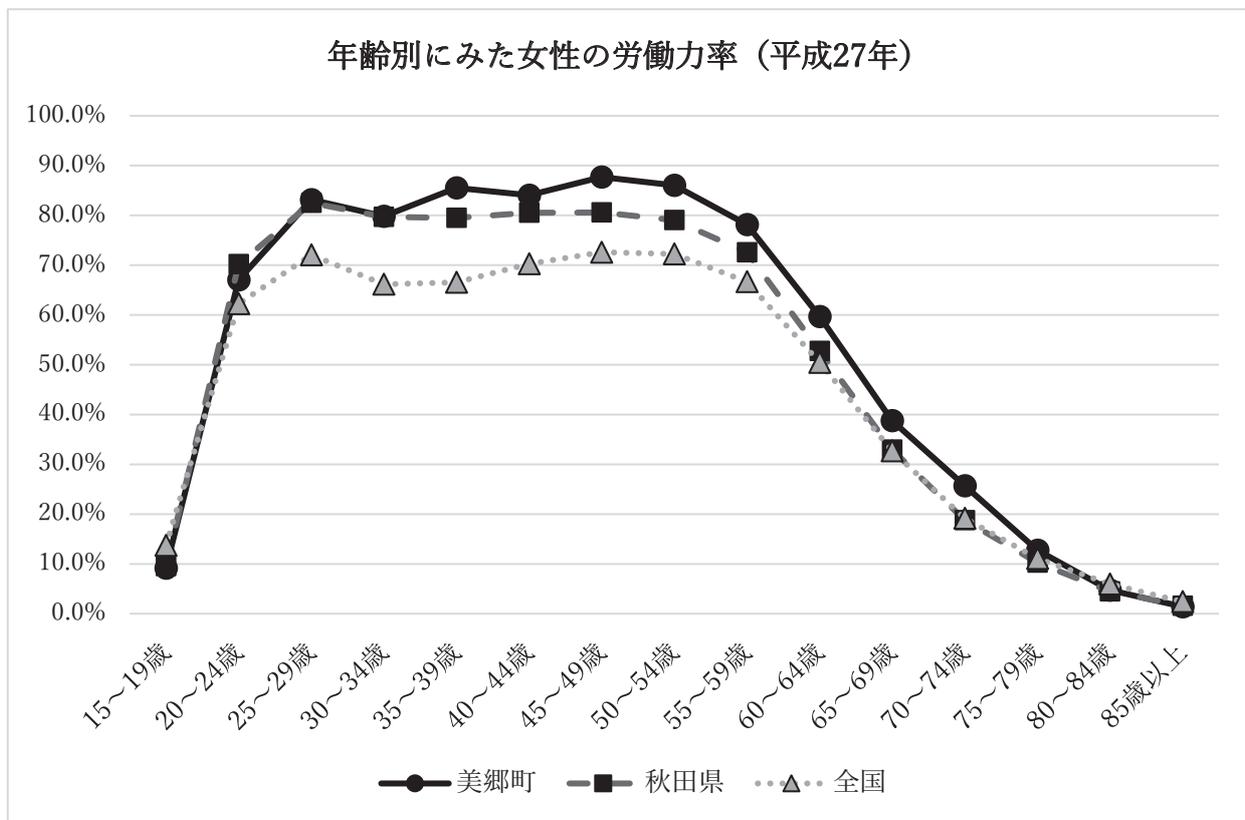
資料：美郷町統計データ

平成 26 年からの出生数の推移をみると、平成 27 年に増加した後、平成 29 年にかけて減少していますが、その後は 90 人前後の水準で推移しています。

出生率をみても、平成 27 年を境に低くなってきていますが、概ね 4.0% 台で推移しています。

(3) 就労の状況

1) 女性の労働力率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
美郷町	9.1%	67.1%	83.2%	79.8%	85.5%	84.1%	87.7%	86.1%	78.1%	59.7%	38.8%	25.7%	12.7%	4.8%	1.4%
秋田県	9.5%	70.2%	82.5%	79.7%	79.5%	80.6%	80.6%	79.1%	72.6%	52.7%	32.9%	18.8%	10.2%	4.5%	1.6%
全国	13.7%	62.3%	72.1%	66.1%	66.5%	70.3%	72.6%	72.3%	66.7%	50.4%	32.7%	19.2%	11.1%	6.0%	2.4%

資料：国勢調査

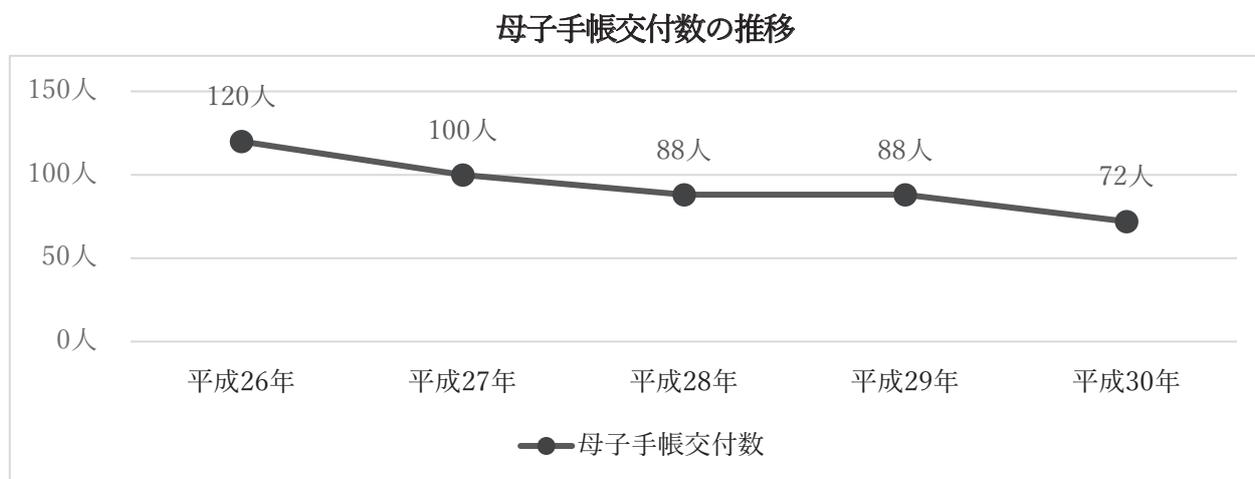
平成 27 年の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、全般的に全国、秋田県の値を上回る水準となっています。

30～34 歳で労働力率はいったん減少しますが、その後増加するという M 字カーブを描いていますが、全国に比べると緩やかなものとなっています。

このことから、秋田県の女性は全国と比べると、出産時の離職率が低いと推測されます。

(4) 母子保健の状況

1) 母子手帳交付数



資料：美郷町統計データ

母子手帳交付数の推移をみると、平成26年から減少傾向にあり、平成30年には72人と平成26年に比べ48人の減少となっています。

2) 各種検診の受診状況

妊産婦検診受診状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦検診	1,250人回	1,453人回	1,095人回	1,100人回	999人回
産婦検診	0人回	117人回	90人回	94人回	84人回

乳幼児健診受診状況

	4か月児健診			7か月児健診			10か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率
平成26年度	110	110	100.0%	121	121	100.0%	118	117	99.2%	106	106	100.0%	114	113	99.1%
平成27年度	116	116	100.0%	116	116	100.0%	105	105	100.0%	114	113	99.1%	119	119	100.0%
平成28年度	100	97	97.0%	103	102	99.0%	126	126	100.0%	125	125	100.0%	104	104	100.0%
平成29年度	94	94	100.0%	99	98	99.0%	91	90	98.9%	105	105	100.0%	114	114	100.0%
平成30年度	85	83	97.6%	90	89	98.9%	97	97	100.0%	99	99	100.0%	127	127	100.0%

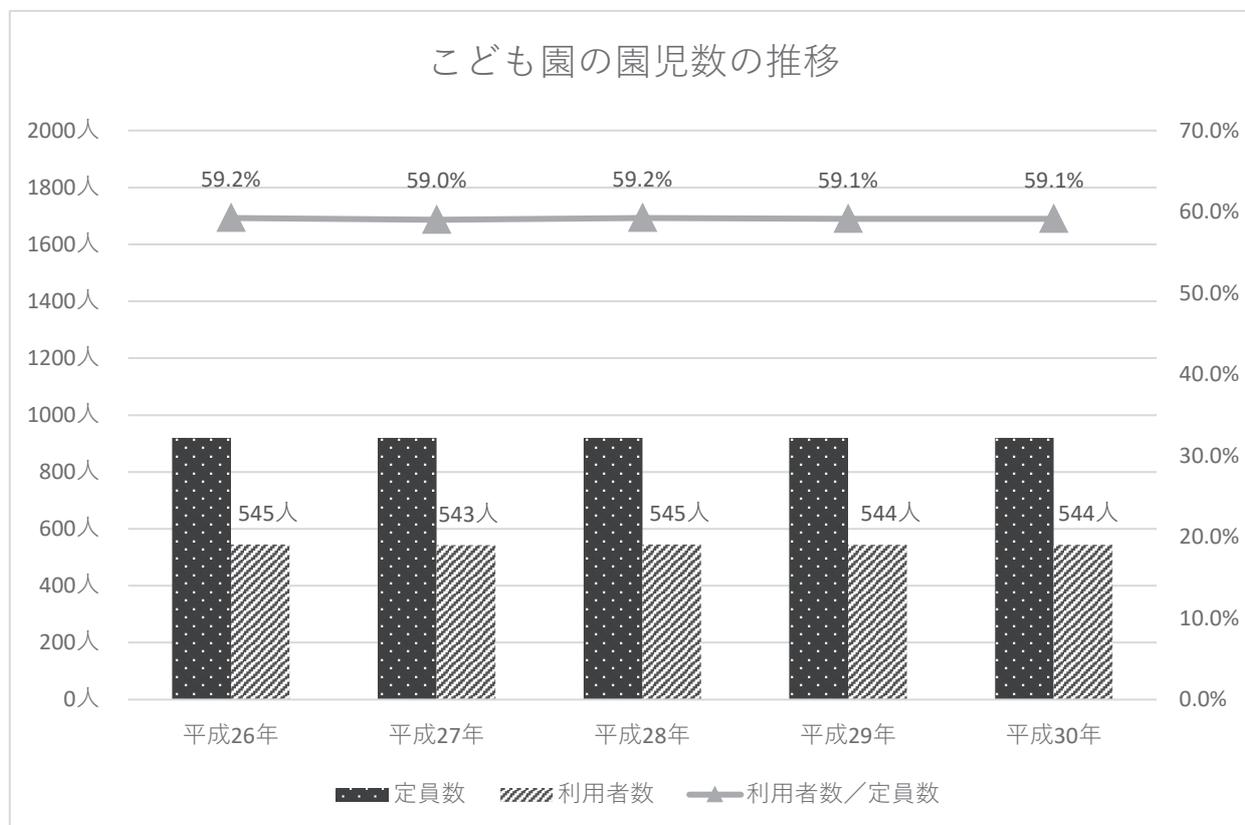
資料：美郷町統計データ

妊産婦健診と乳幼児健診の受診状況をみると、妊婦健診は平成26年より減少傾向にあり、平成30年には999人回と平成26年に比べ、251人回の減少となっています。平成27年から始まった産婦検診も平成30年度には84人回と33人回減少しています。

乳児検診も平成26年より減少傾向にあり、平成30年には495人と平成26年に比べ72人の減少となっていますが、受診率はほぼ100%となっています。

(5) 保育・教育を取り巻く状況

1) こども園の概況



こども園の概況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
個所数	3個所	3個所	3個所	3個所	3個所
定員数	920人	920人	920人	920人	920人
利用者数	545人	543人	545人	544人	544人
利用者数/定員数	59.2%	59.0%	59.2%	59.1%	59.1%
保育教諭等の職員数	135人	138人	131人	129人	138人

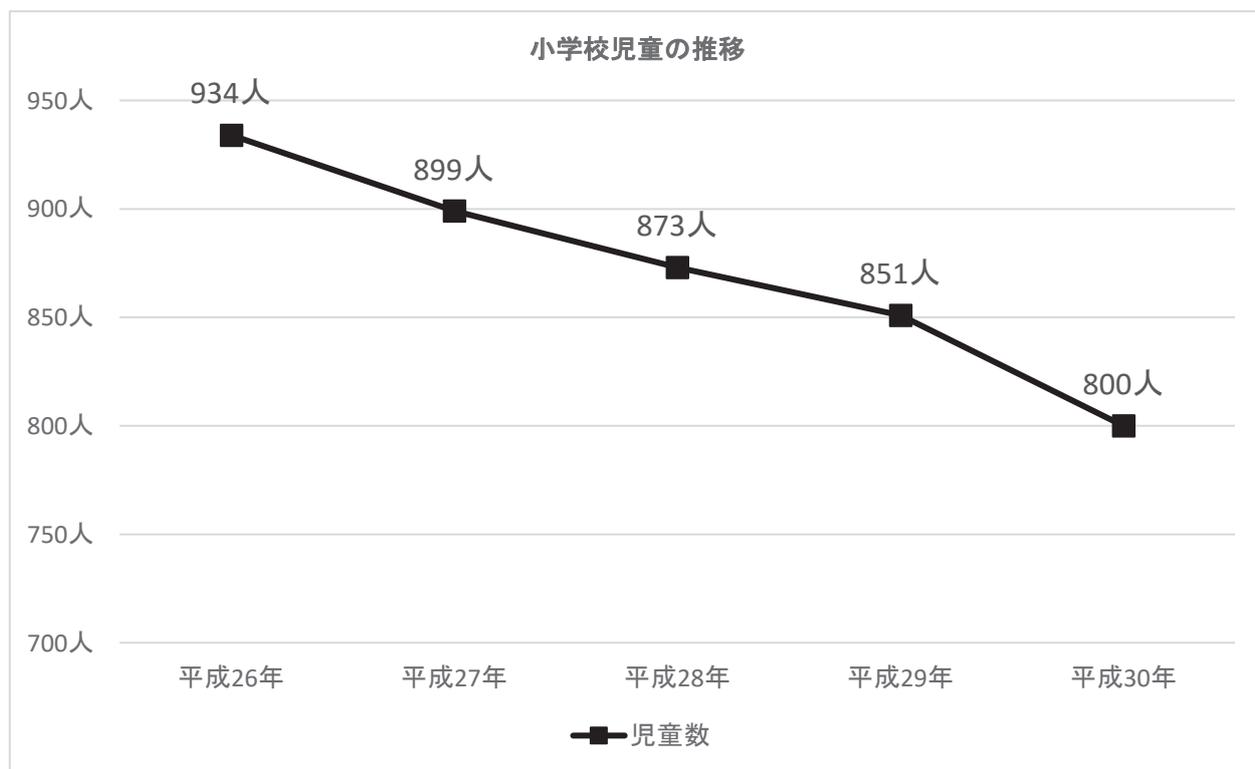
資料：美郷町統計データ

こども園の利用者数の推移をみると、平成26年からの利用者数は540人台で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

箇所数、定員数に変化はなく、定員数に比べ利用者数は少なく、定員数の6割弱台で推移しています。

保育士、教諭等の職員数についてみると、平成30年は138人と、平成26年に比べ、3人の増加と大きな変化はありません。

2) 小学校の概況



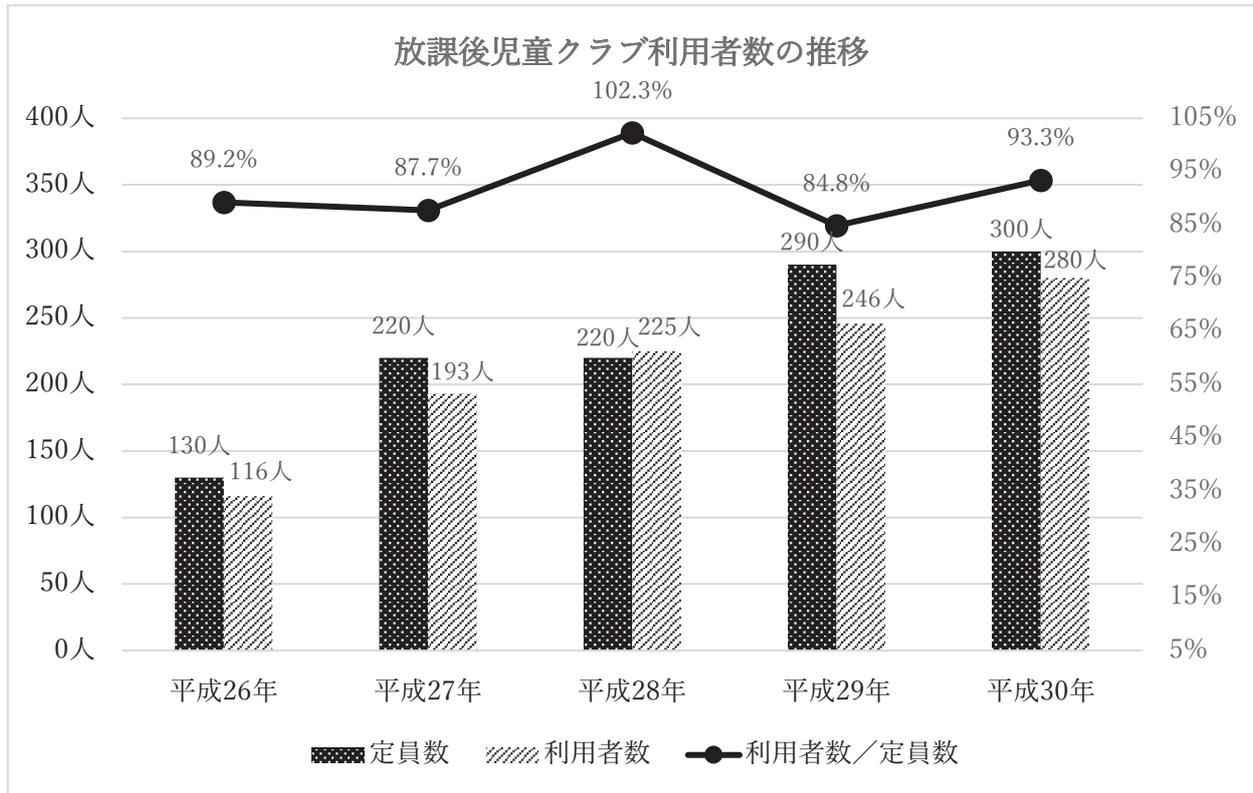
小学校の概況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
個所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
児童数	934人	899人	873人	851人	800人
教員等の職員数	96人	93人	93人	91人	91人

資料：美郷町統計データ

小学校児童数の推移をみると、減少傾向にあり、平成30年には800人と、平成26年に比べ、134人の減少となっています。

3) 放課後児童クラブの概況



放課後児童クラブの概況

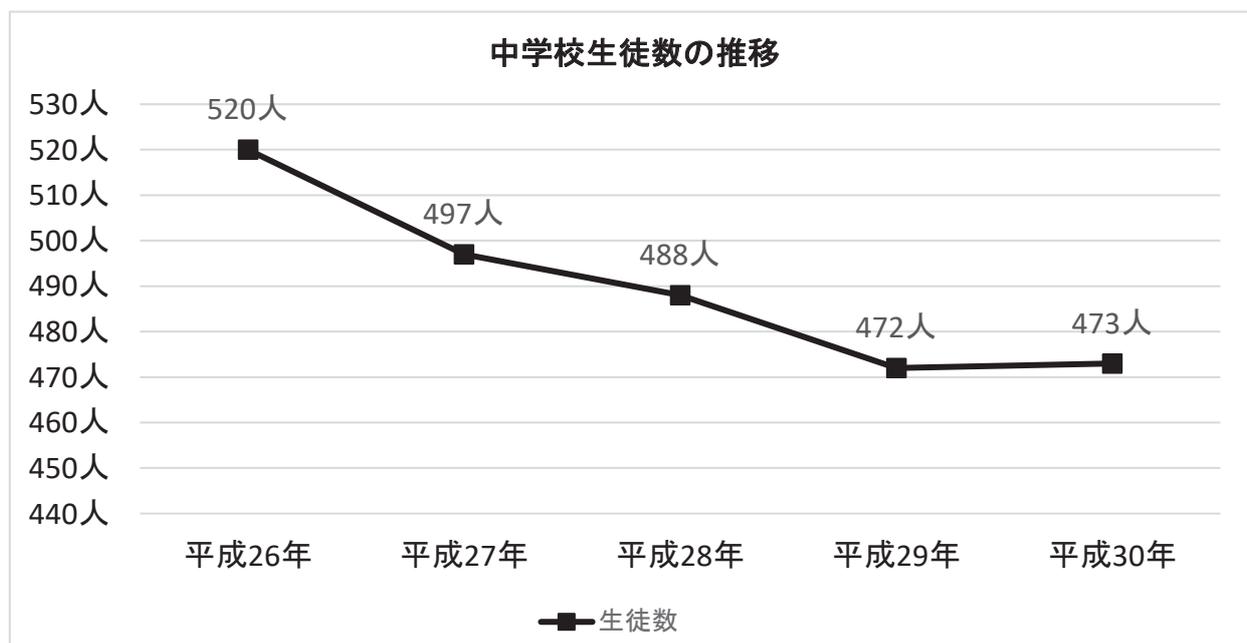
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
定員数	130人	220人	220人	290人	300人
利用者数	116人	193人	225人	246人	280人
利用者数/定員数	89.2%	87.7%	102.3%	84.8%	93.3%
支援員等の職員数	12人	16人	23人	23人	27人

資料：美郷町統計データ

放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、平成26年の116人が平成30年には280人と2倍以上の利用状況となっています。平成27年からは高学年児童（4年生から6年生）の受入れを始め、100人近く増加し、以降、利用者が増加し続け、平成28年には定員を上回り、29年には1か所児童クラブを増設しました。以降も利用者が増加し続け定員に迫る勢いで増加しています。

支援員等の職員数についてみると、平成26年の12人から平成30年には27人と2倍以上となっています。

4) 中学校の概況



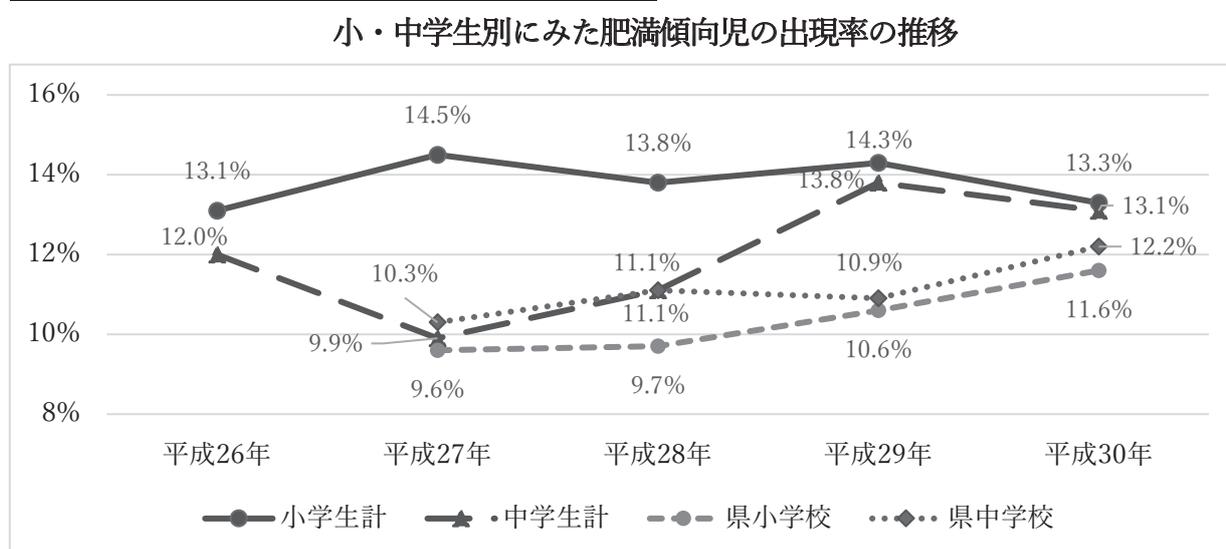
中学校の概況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
個所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
生徒数	520人	497人	488人	472人	473人
教員等の職員数	49人	46人	47人	48人	48人

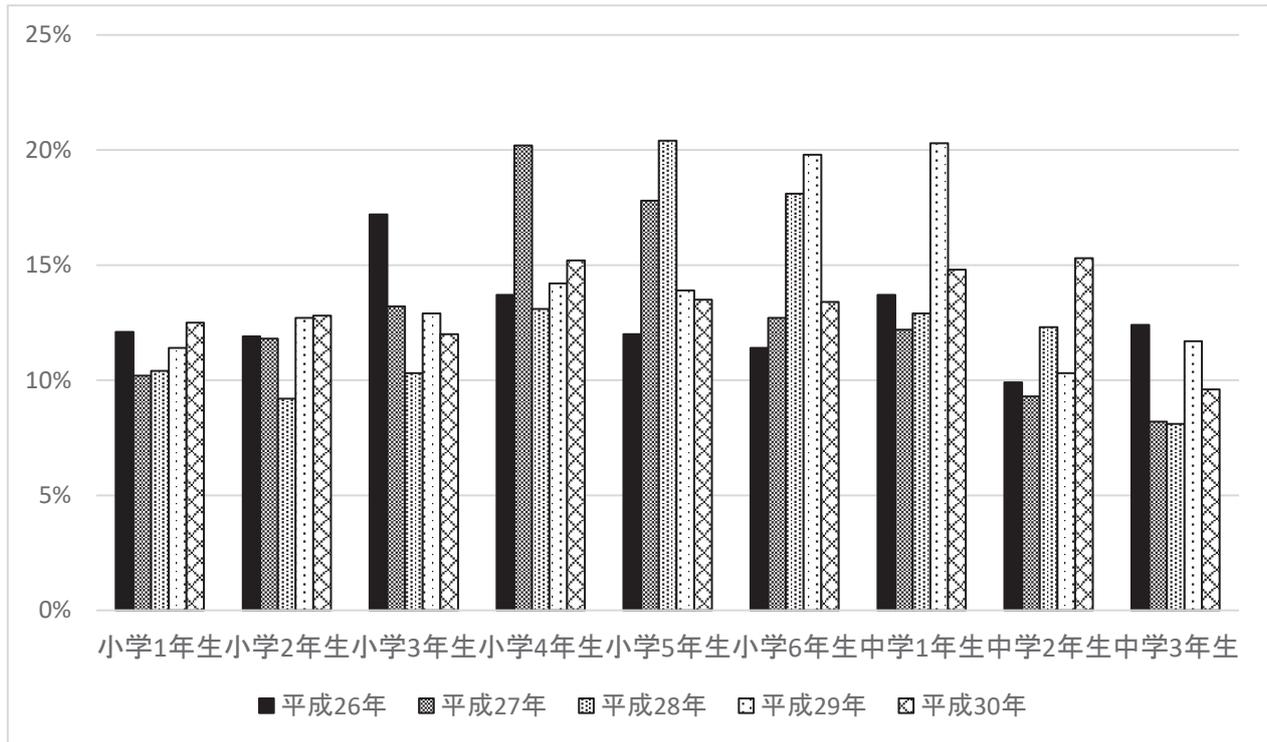
資料：美郷町統計データ

中学校生徒数の推移をみると、平成26年以降減少傾向にあり、平成30年には473人と、平成26年に比べ、47人の減少となっています。

5) 小・中学生の肥満傾向児の状況



学年別にみた肥満傾向児の出現率の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
小学1年生	12.1%	10.2%	10.4%	11.4%	12.5%
小学2年生	11.9%	11.8%	9.2%	12.7%	12.8%
小学3年生	17.2%	13.2%	10.3%	12.9%	12.0%
小学4年生	13.7%	20.2%	13.1%	14.2%	15.2%
小学5年生	12.0%	17.8%	20.4%	13.9%	13.5%
小学6年生	11.4%	12.7%	18.1%	19.8%	13.4%
中学1年生	13.7%	12.2%	12.9%	20.3%	14.8%
中学2年生	9.9%	9.3%	12.3%	10.3%	15.3%
中学3年生	12.4%	8.2%	8.1%	11.7%	9.6%

資料：美郷町統計データ

※肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が 20%以上の人となっています。

※肥満度＝(実測体重－身長別標準体重)／身長別標準体重×100(%)

小学生、中学生ともに平成 28 年から平成 29 年にかけて、肥満傾向児の出現率は増加しています。特に小学 5・6 年生、中学 1・2 年生においてその傾向がみられます。平成 30 年は若干の減少はみられるものの県平均と比べると、依然として高い値で推移しています。

2. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、就学前児童及び小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2) 調査の実施状況

美郷町在住の町民で、就学前児童及び小学生児童を持つ保護者を対象に、こども園、小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収により調査を実施しました。(令和元年7月に実施)

3) 回収結果

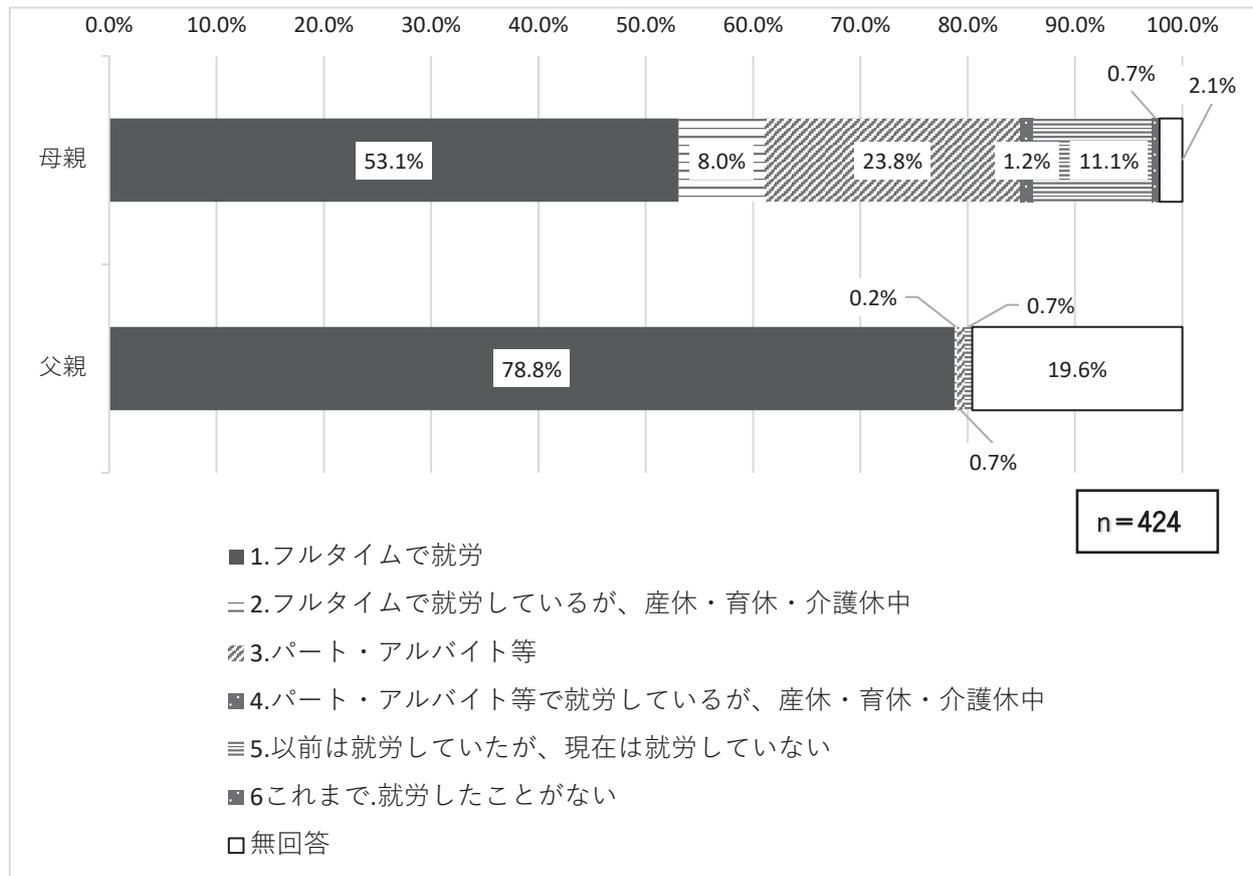
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
	A	B	C (B/A)
就学前児童	515	424	82.33%
小学生児童	651	531	81.56%

4) 調査結果の表記に関する注意事項

- 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- 図表中のnは回答者数を示しています。
- 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 就学前児童調査結果のポイント

1) 保護者の就労状況

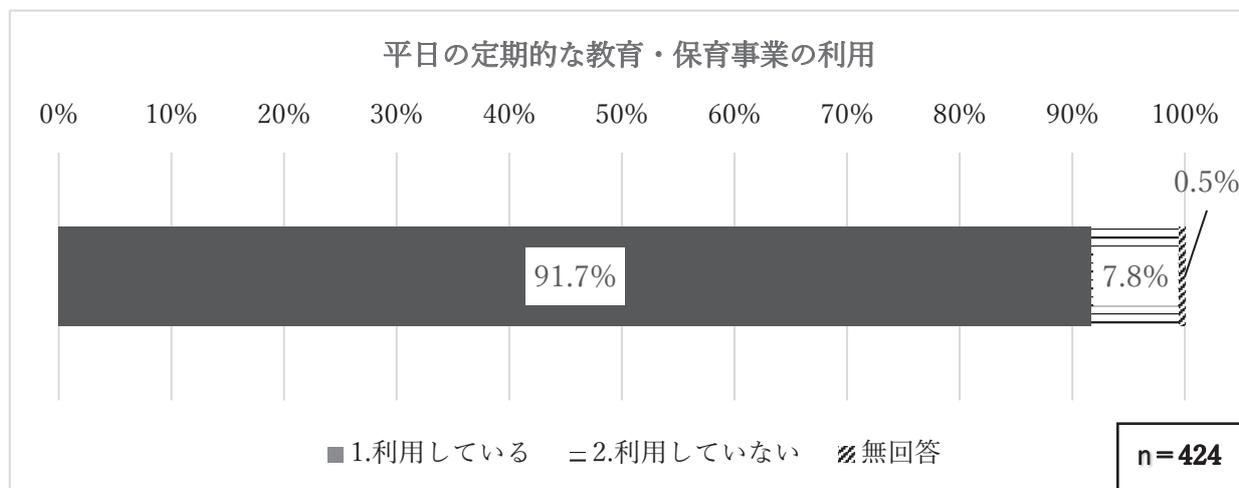


保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労」(53.1%)が5割を占め最も多くなっており、フルタイムだが産休・育休・介護中を含めると(61.1%)となっています。次いで「パート・アルバイト等」(23.8%)が多く、以前は就労していたが今は就労していないが(11.1%)となっています。

一方、“父親”では「フルタイムで就労」が約8割(78.8%)を占めています。

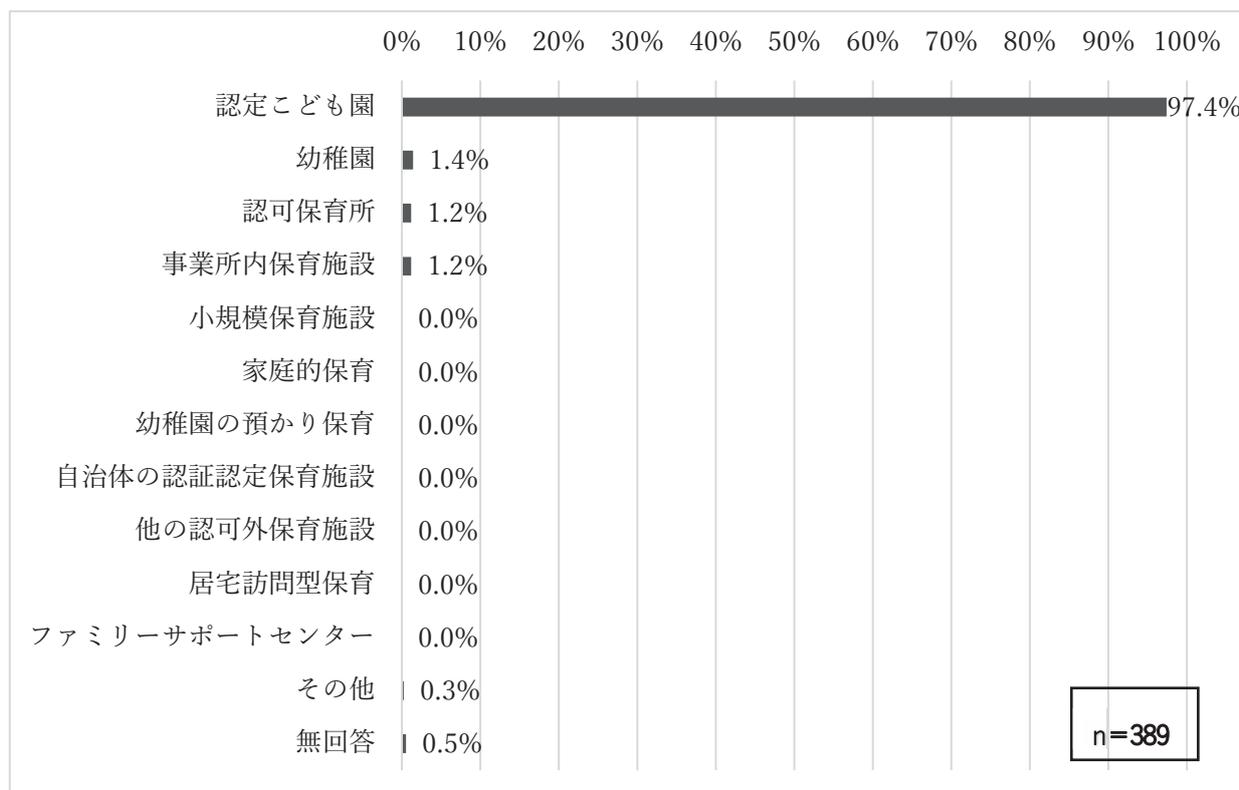
2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



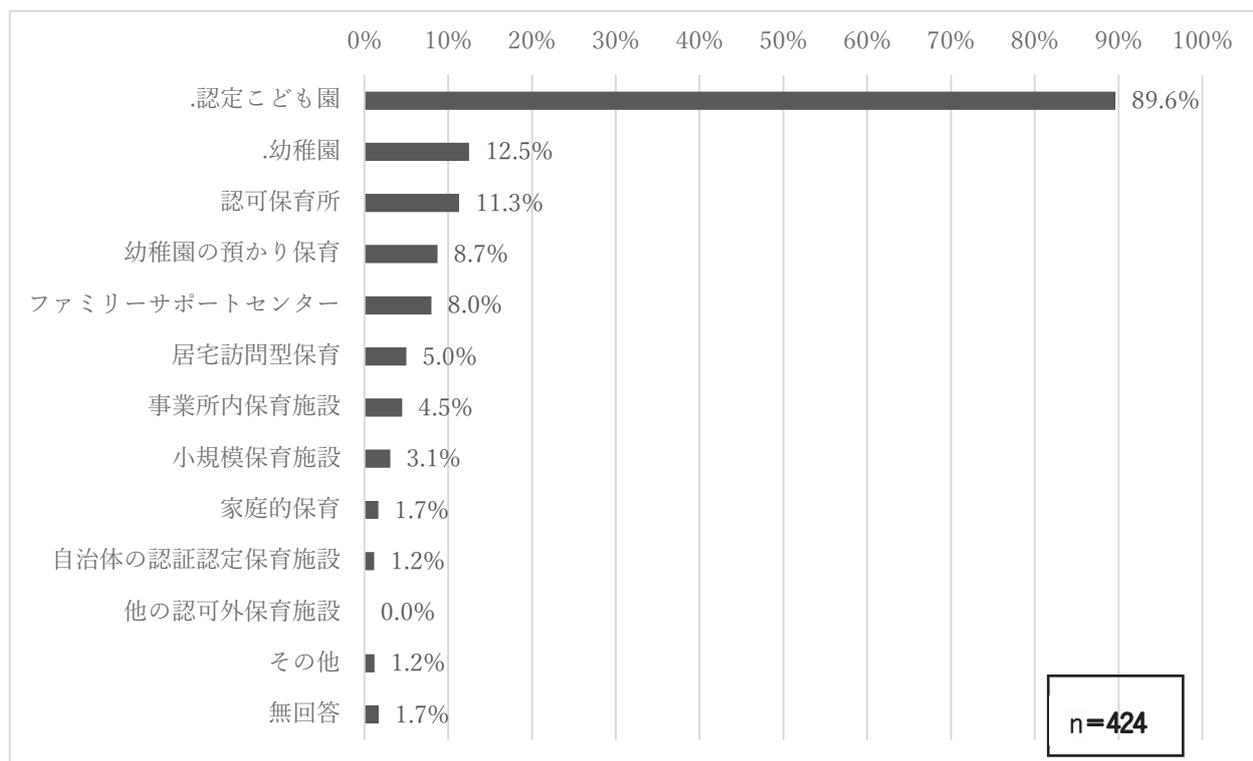
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」方が91.7%と9割を超えています。

■利用している平日の定期的な教育・保育事業



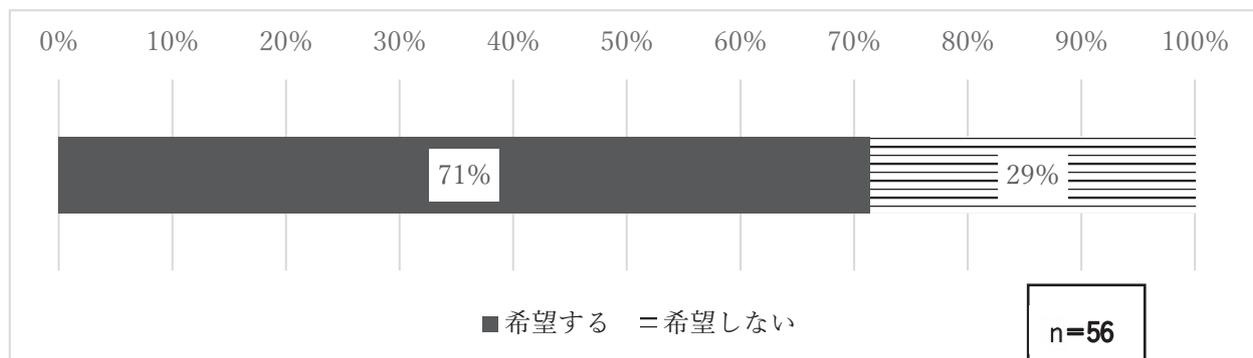
平日に利用している定期的な教育・保育事業を見ると、「認定こども園」(97.4%)とほとんどを占め、次いで「幼稚園」(1.4%)、「認可保育所」、「事業所内保育施設」がそれぞれ(1.2%)となっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認定こども園」（89.6%）が9割近くを占めて最も多くなっています。次いで「幼稚園」（12.5%）、「認可保育園」（11.3%）、「幼稚園の預かり保育」（8.7%）が続いています。

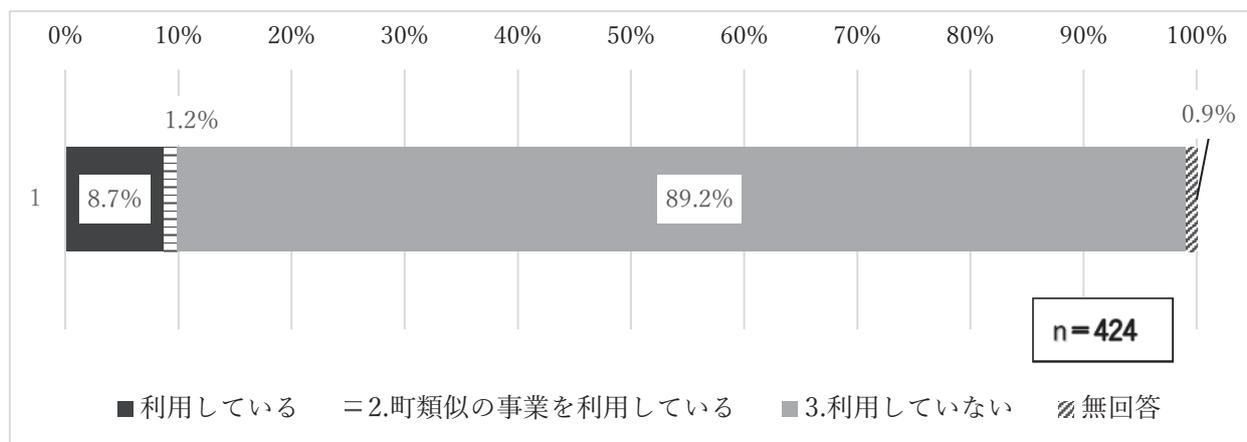
■平日の定期的な教育・保育事業の利用希望で「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」を希望し、その他の事業も希望したが、特に「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」を強く希望する状況



「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」を「希望する」が7割、「希望しない」が3割となっています。

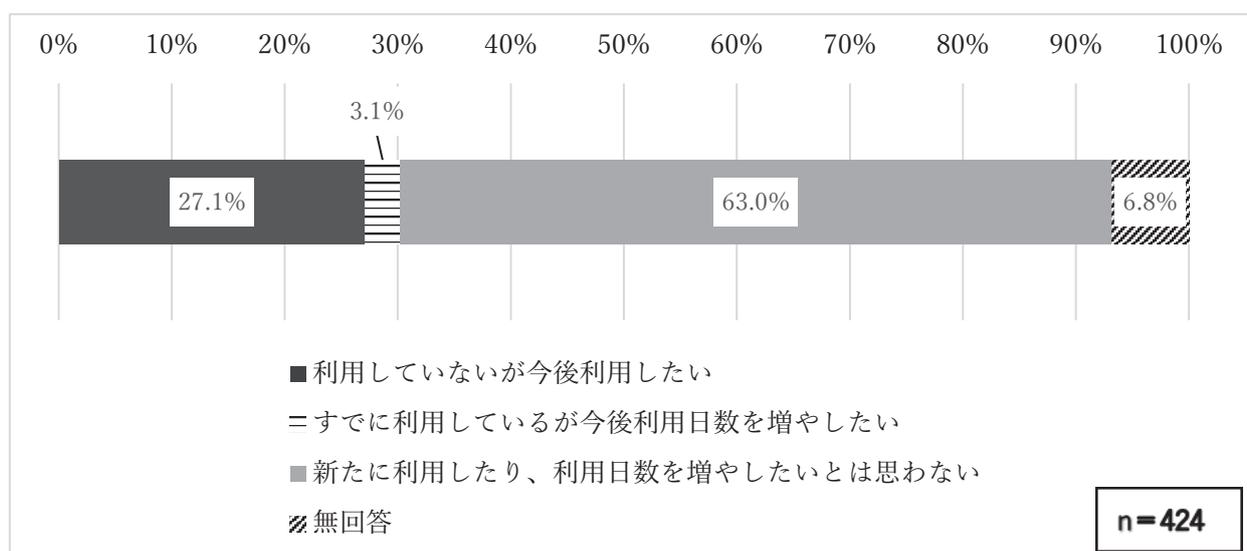
3) 地域子育て支援センターの利用

■ 子育て支援センターの利用状況



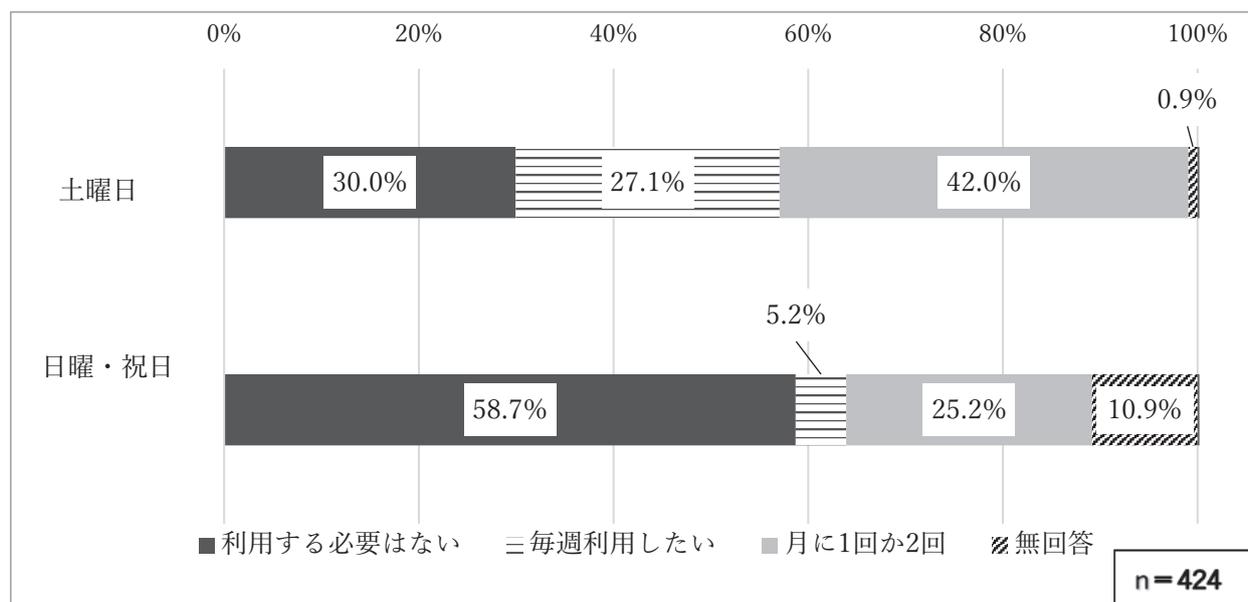
地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、「利用していない」が89.2%で9割が利用していません。

■ 子育て支援センターの今後の利用意向



地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望を見ると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が63%と最も多く、「利用していないが今後利用したい」が27.1%、「すでに利用しているが今後利用日数を増やしたい」が3.1%と合わせて30.2%となっています。

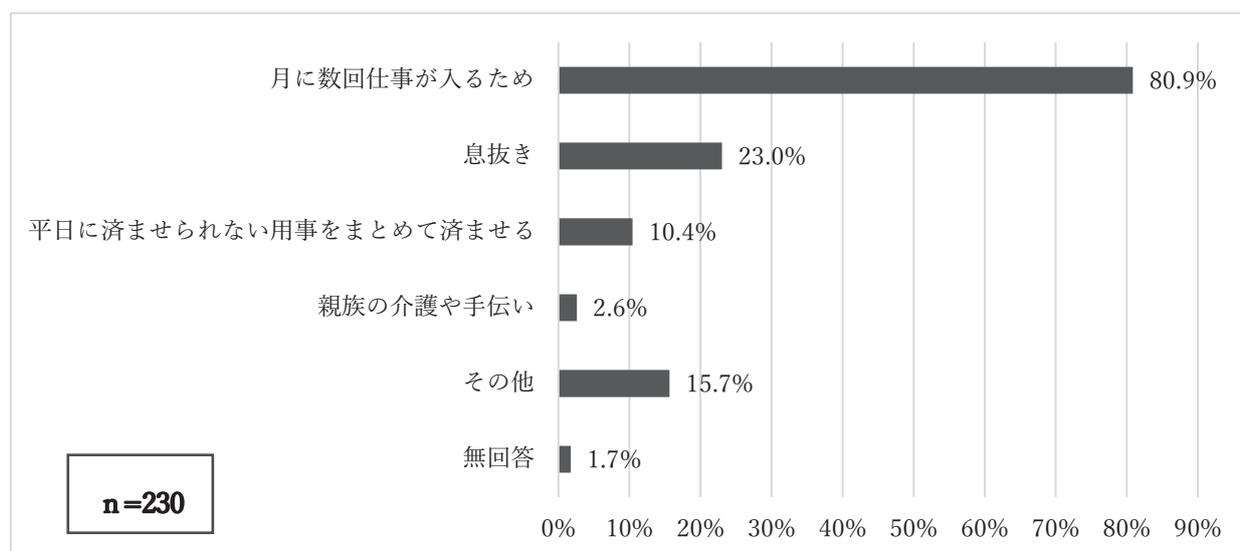
4) 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、“土曜日”では「月に1～2回は利用したい」とする方が42%で最も多くなっています。「利用する必要はない」とする方は30%となっています。

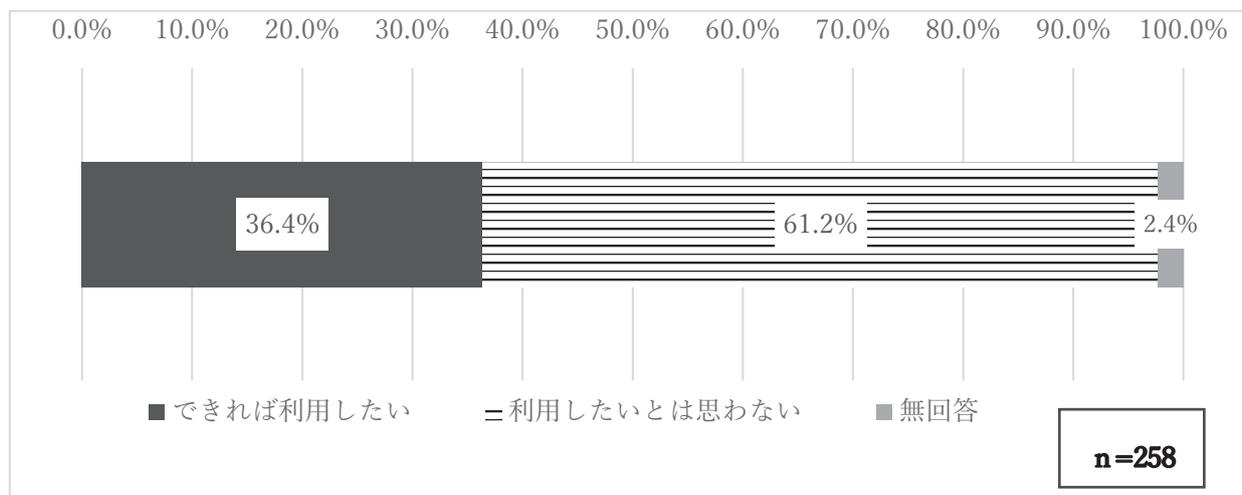
“日曜・祝日”では「利用する必要はない」とする方が58.7%と最も多く、「月に1～2回は利用したい」とした方は25.2%となっています。

■月に1回か2回利用したい理由



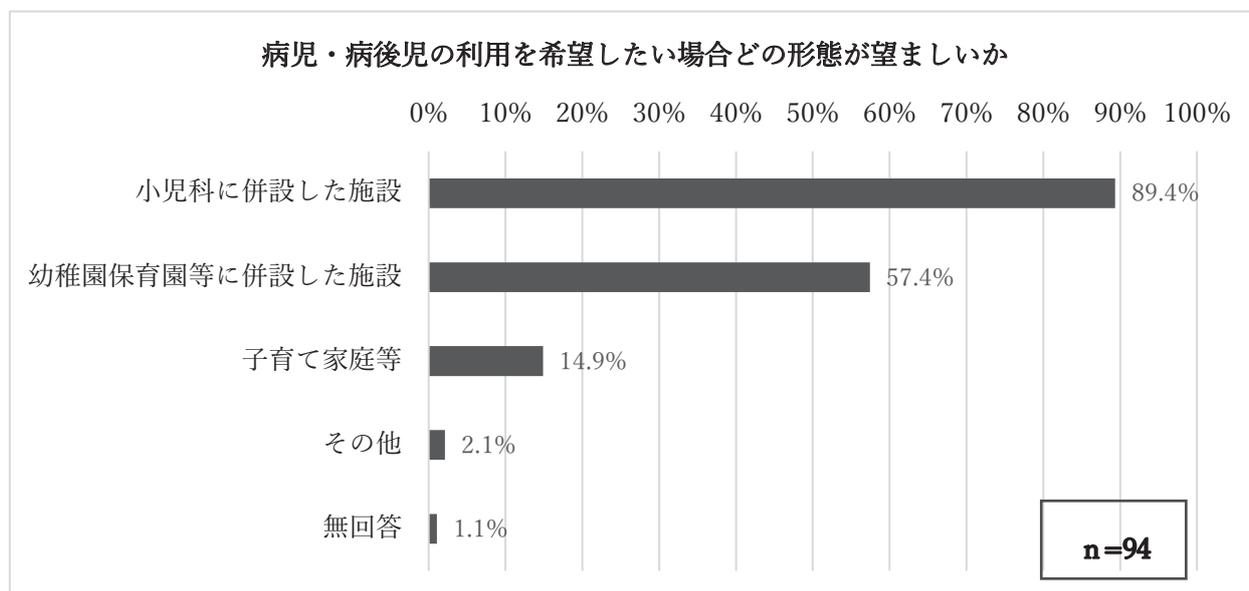
土曜、日曜・祝日に定期的な教育・保育事業を月に1回か2回利用したい理由として「月に数回仕事が入るため」が80.9%と最も多く、次に「息抜き」が23%となっています。

5) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

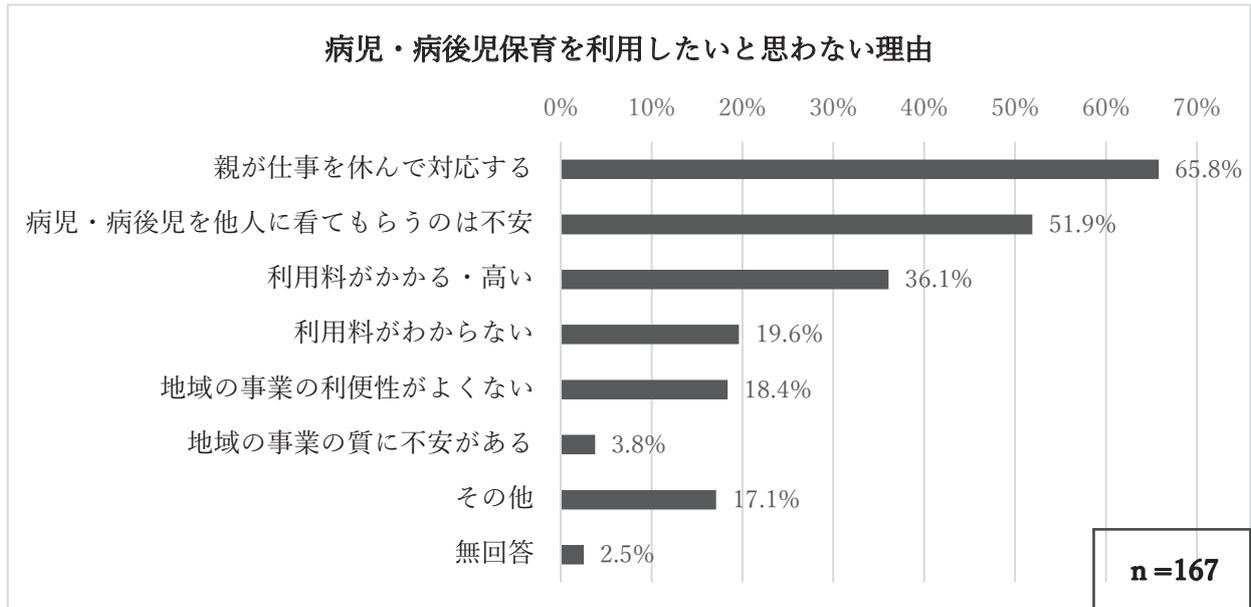


子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が61.2%と6割以上を占めています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は36.4%となっています。



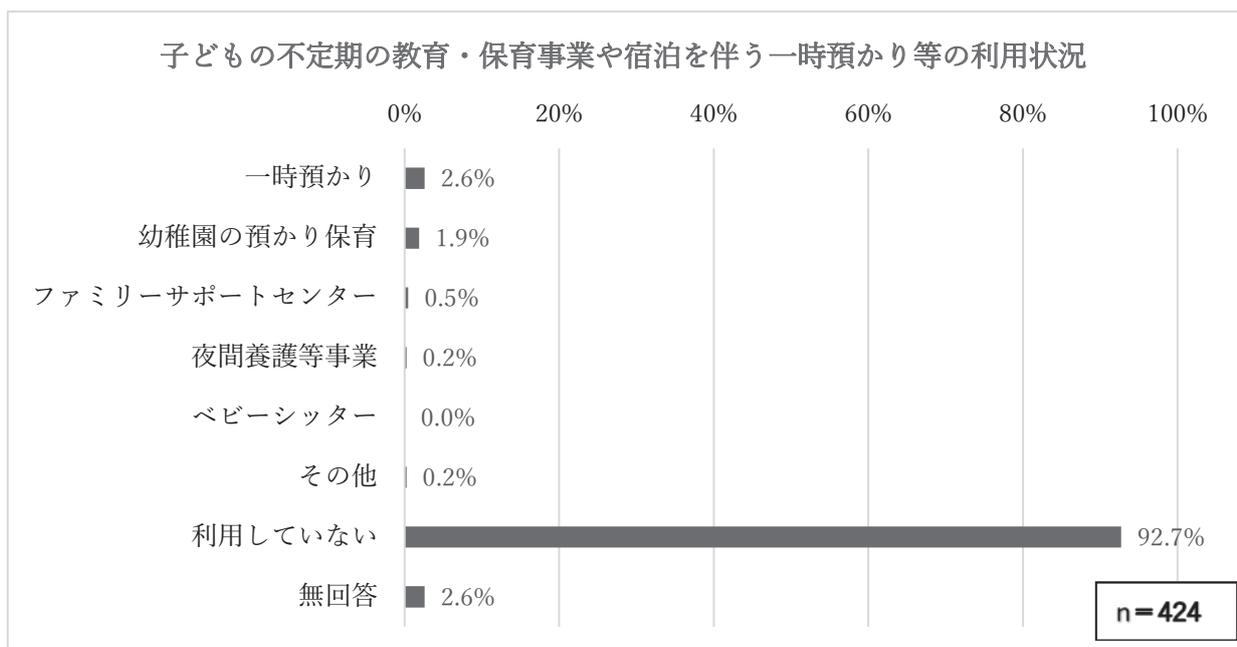
病児・病後児保育施設を利用する場合の望ましい形態として「小児科に併設した施設」が最も多く、回答者の9割を占めています。次に「幼稚園保育園等に併設した施設」が57.4%となっています。



病児病後児保育施設を利用したいと思わない理由として、「親が仕事を休んで対応する」が65.8%で最も多く、次に「病児病後児を他人に看てもらうのは不安」が51.9%、「利用料がかかる・高い」が36.1%となっています。

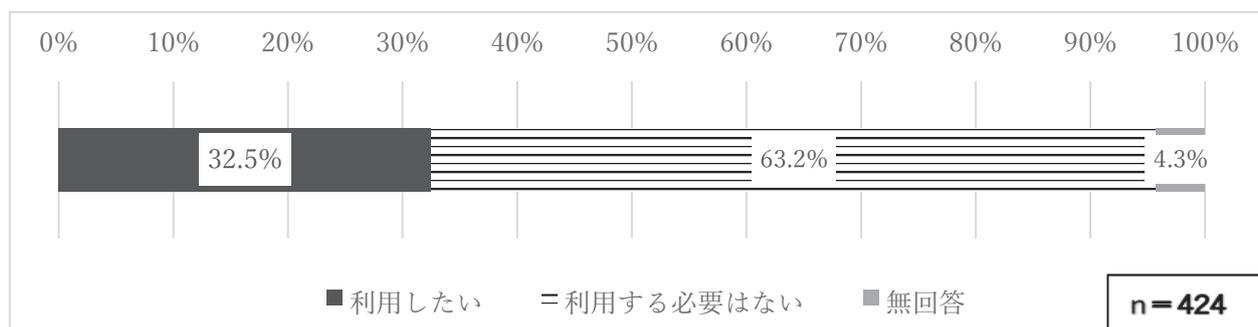
6) 不定期の教育・保育事業の利用

■不定期の教育・保育事業の利用状況



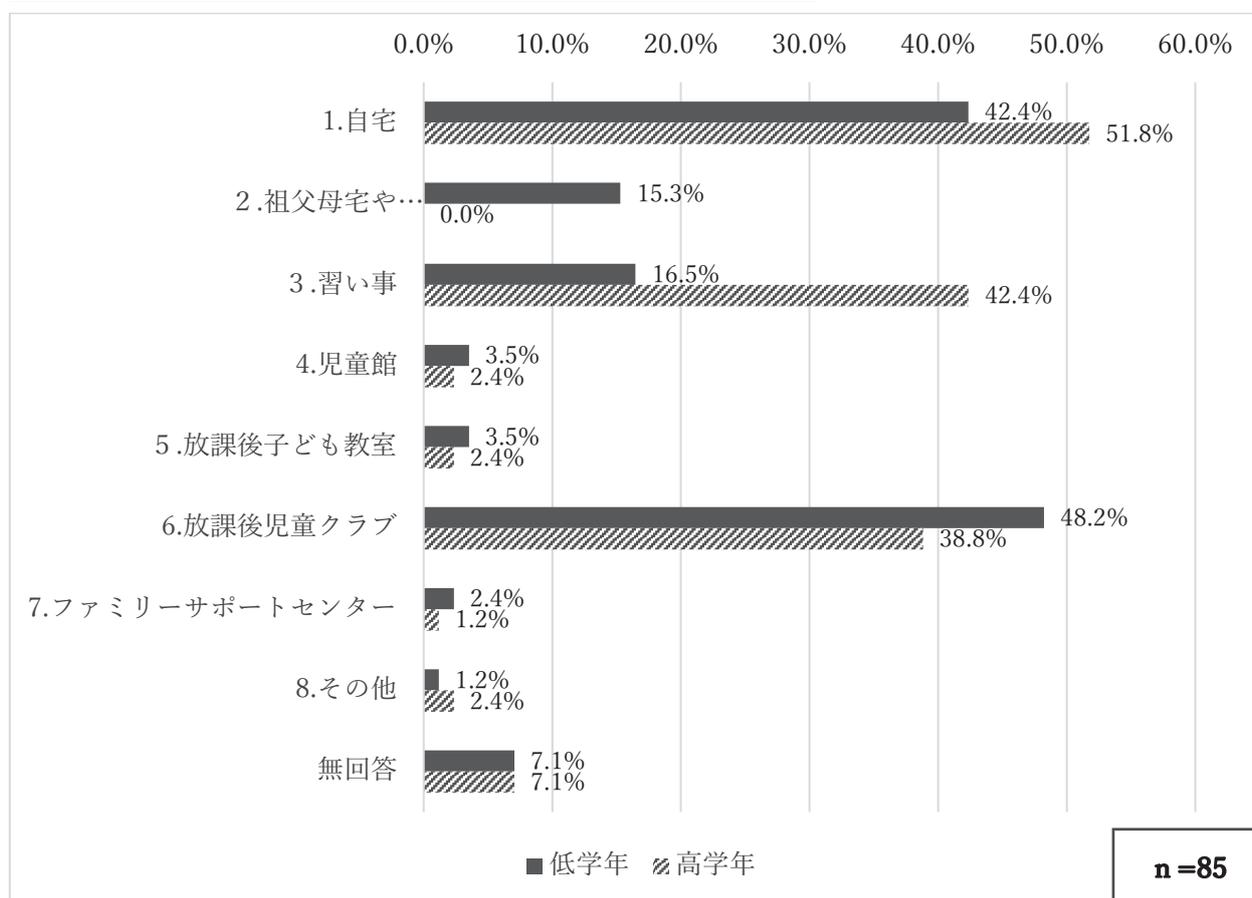
不定期の教育・保育の利用状況を見ると「利用していない」が92.7%で、9割を超えています。

■ 不定期の教育・保育事業の利用希望

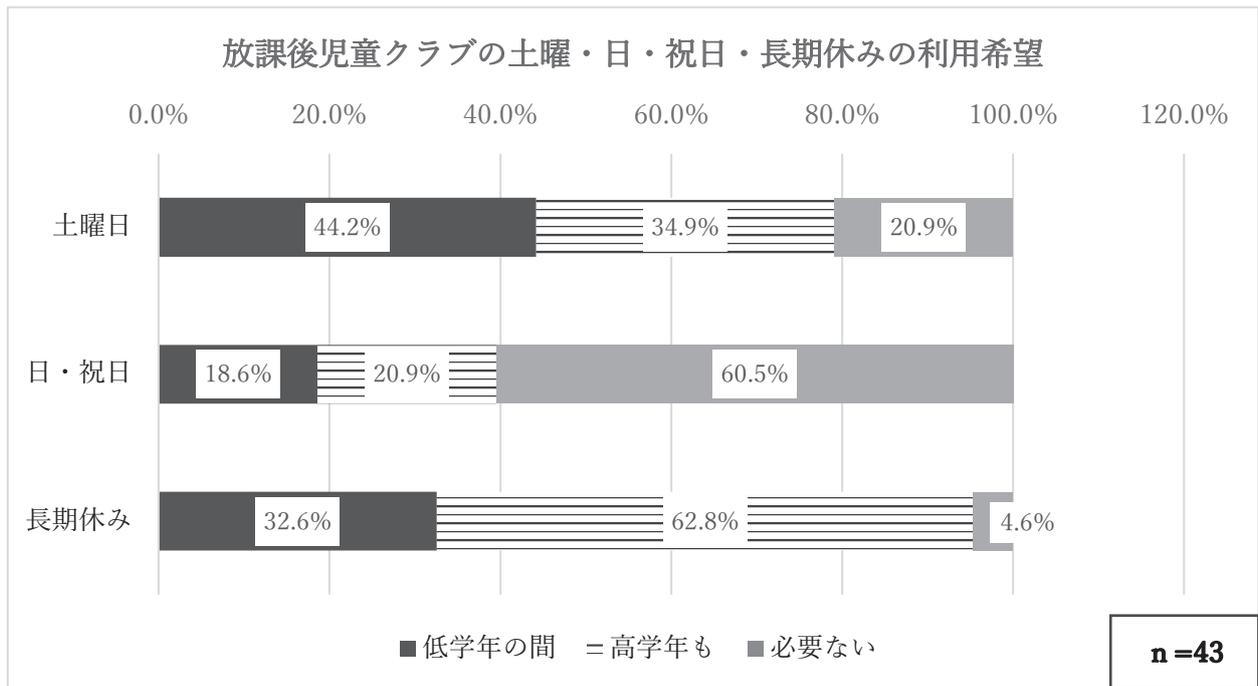


不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用する必要はない」との回答63.2%と6割を占めています。「利用したい」との回答は32.5%となっています。

7) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望



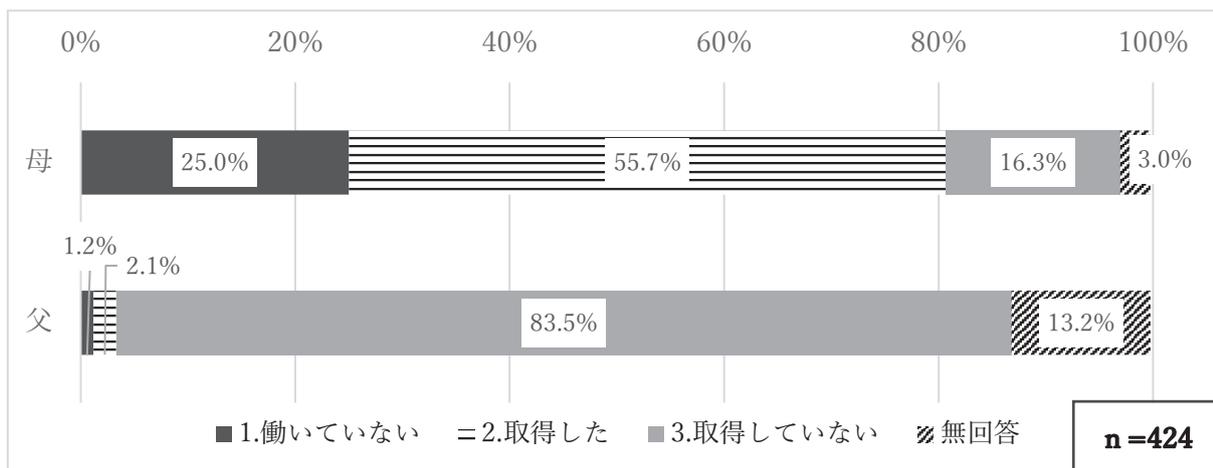
現在対象児が5歳の回答者に、対象児が小学校入学後、放課後をどのように過ごさせたいかについて聞いたところ、小学校“低学年”では「放課後児童クラブ」が48.2%で最も多く、次いで「自宅」が42.4%となっています。“高学年”では「自宅」が51.8%と最も多く、次いで「習い事」が42.4%、「放課後児童クラブ」が38.8%となっています。



土曜日については低学年の間が 44.2%で高学年もが 34.9%となっています。日・祝日については「必要ない」が 60.5%と最も多く、「低学年」「高学年」とも 2 割前後となっています。長期休みについては「高学年も」が 62.8%と最も多くなっています。

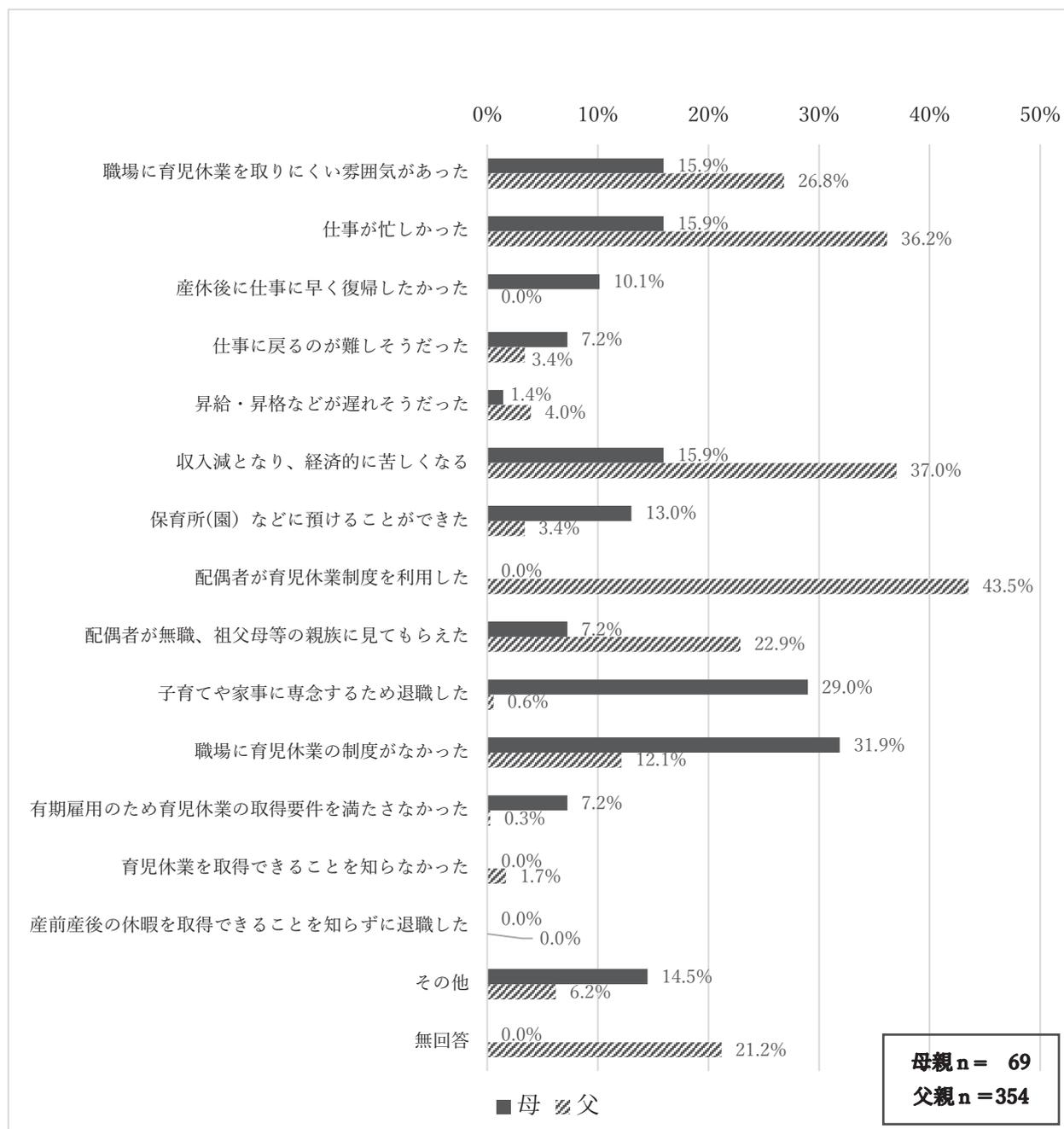
8) 職場の両立支援制度について

■ 育児休業の取得状況



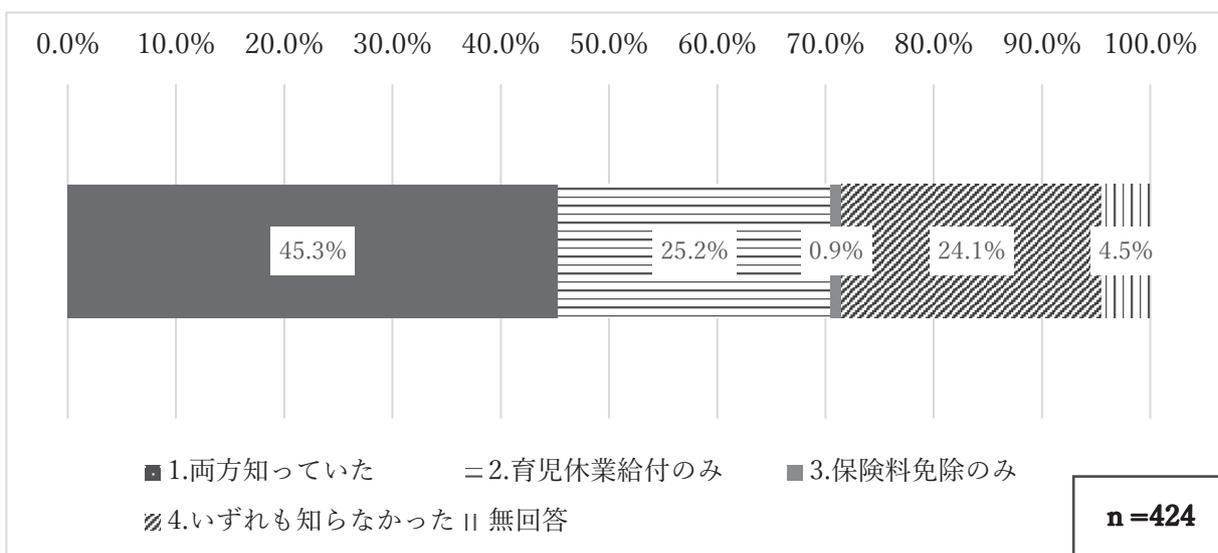
子どもが生まれた時の育児休業の取得状況は、母については「取得した」55.7%で最も多く、「取得していない」が 16.3%となっており、父については「取得していない」が 83.5%と最も多く 8 割を超えています。

■ 育児休業の取得をしなかった理由



育児休業を取得しなかった理由として、母親の場合は「職場に育児休業の制度がなかった」が31.9%と最も多く、次に「子育てや家事に専念するために退職した」が29%で、「育児休業を取りにくい雰囲気」、「仕事が忙しかった」、「経済的に苦しくなる」がそれぞれ15%ほどになっています。一方父親の場合は「配偶者が育児休業を利用した」が43.5%と最も多く、次に「経済的に苦しくなる」、「仕事が忙しかった」が35%を超え、「配偶者が無職、祖父母等の親族に見てもらえた」が22.9%となっています。

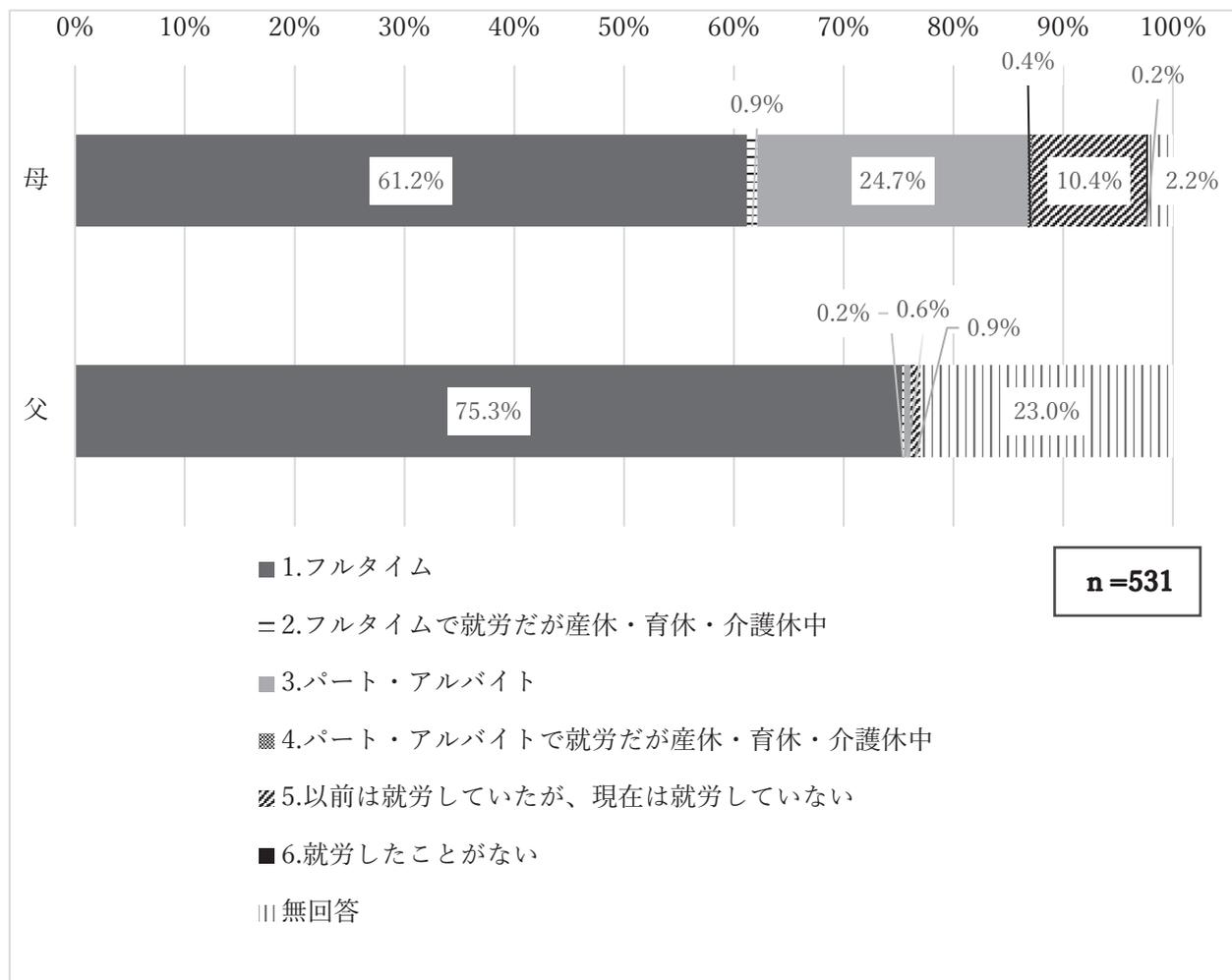
■ 育児休業給付、健康保険や厚生年金保険の保険料免除の仕組みについての認知度



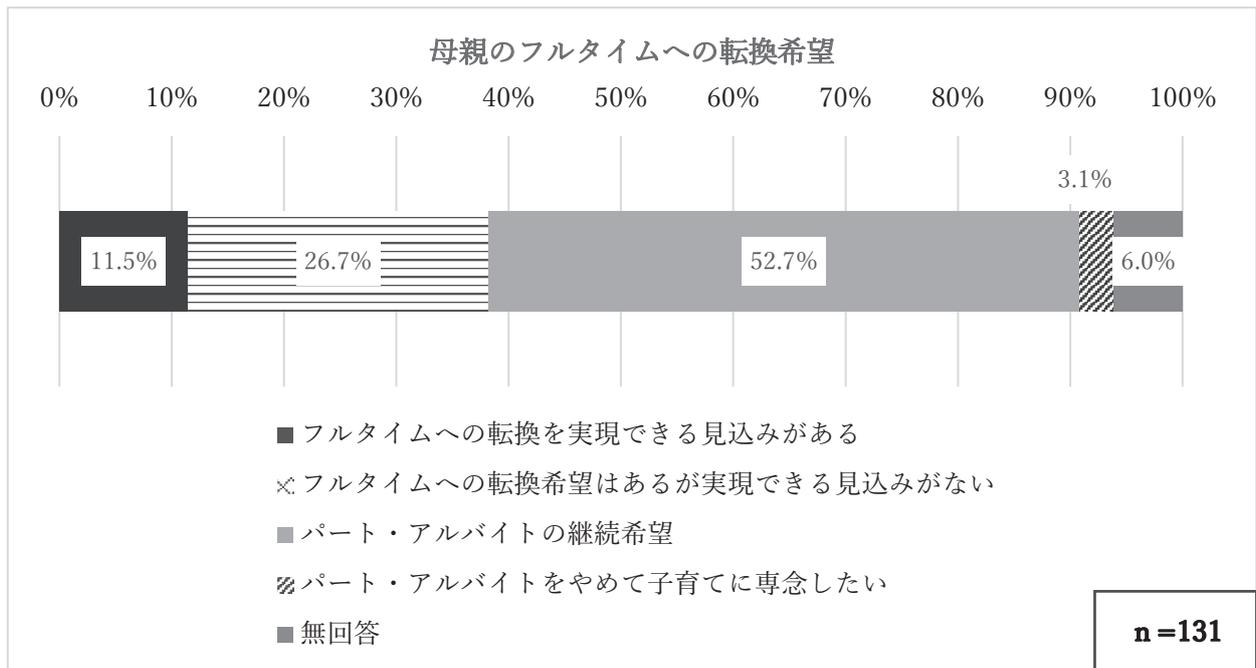
育児休業給付と保険料免除制度の両方を知っていた方は45.3%と最も多く、次に育児休業給付のみが25.2%、いずれも知らなかった方が24.1%となっています。

(3) 小学生児童調査結果のポイント

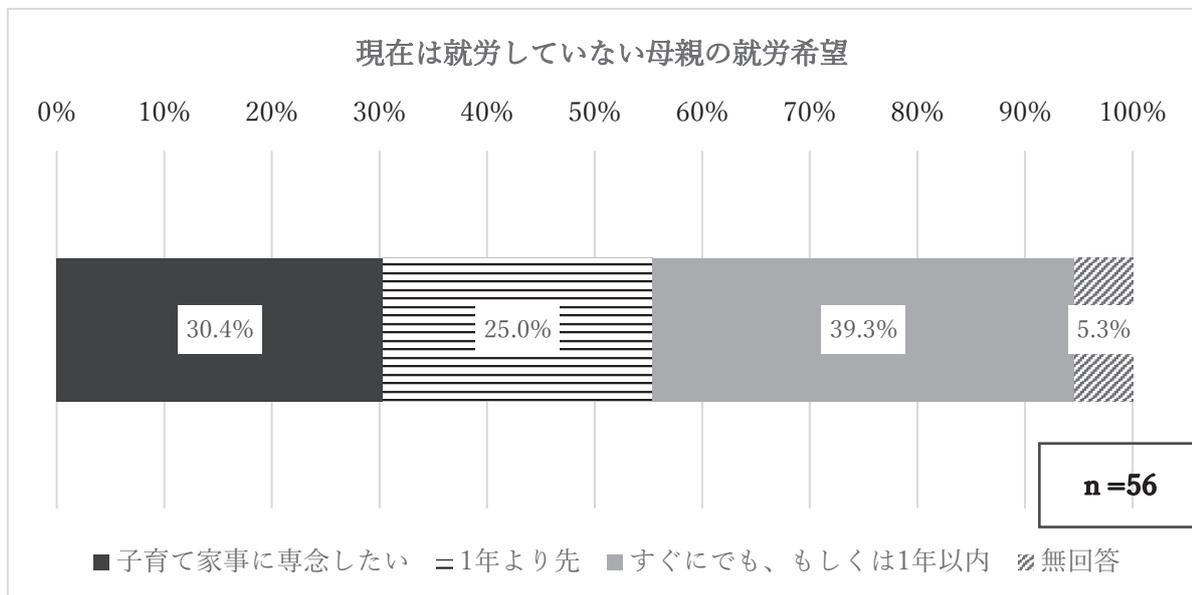
1) 保護者の就労状況



小学生の子どもを持つ保護者の就労状況は母親については「フルタイム」が61.2%と最も多く6割を超えており、次に「パート・アルバイト」が24.7%、「以前は就労していたが現在は就労していない」が10.4%となっています。父親は「フルタイム」75.3%で7割を超えています。

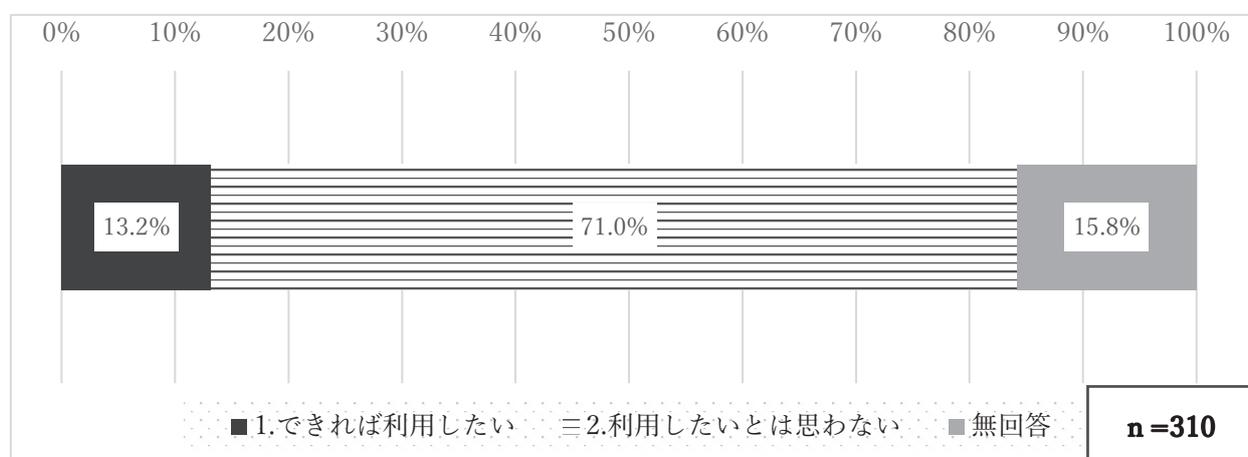


現在パート・アルバイトをしている方のフルタイムへ転換希望は、「パート・アルバイトの継続希望」が52.7%と最も多く、次に「フルタイムへの転換希望はあるが実現は難しい」が26.7%となっています。



現在は働いていない母親の就労希望については「すぐにでも、もしくは1年以内」が39.3%で最も多く、次に「子育て家事に専念したい」が30.4%、「1年より先」が25%となっています。

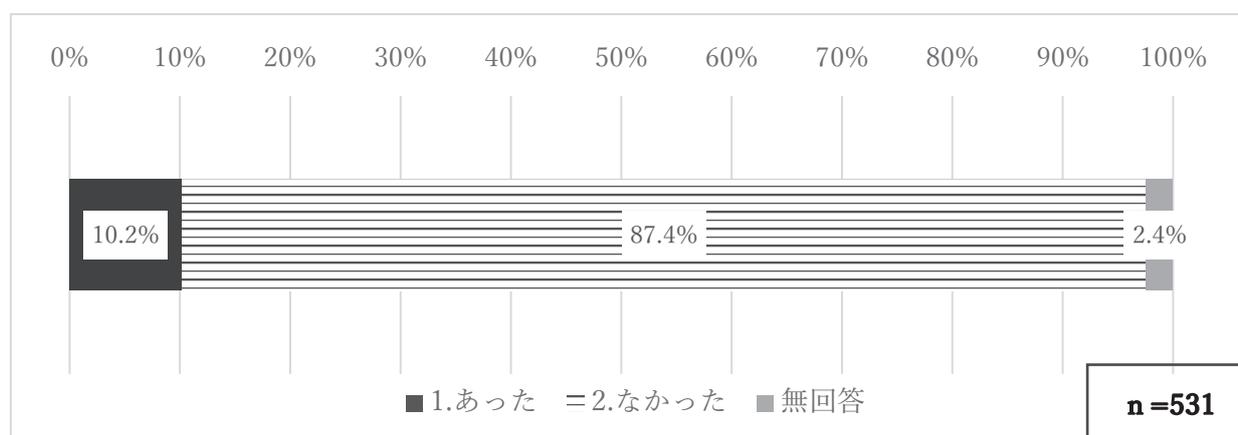
2) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が71.0%で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は13.2%となっています。

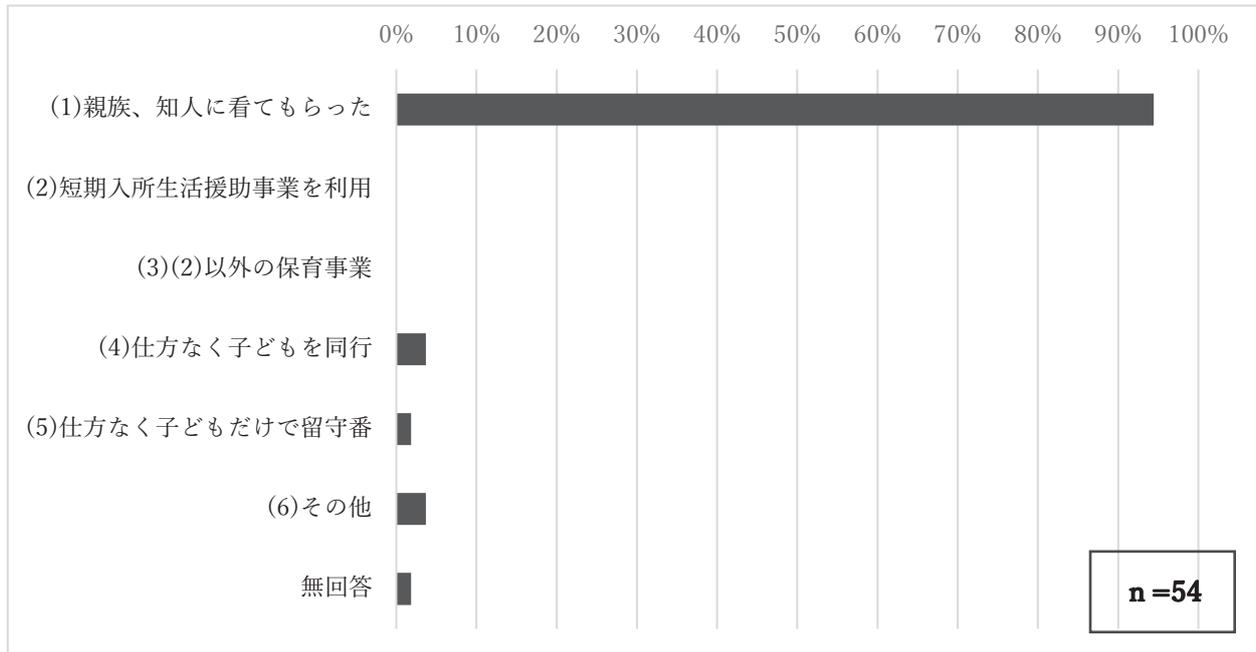
3) 宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

■ 保護者の用事で宿泊を伴って子どもを家族以外に看てもらわなければならないことがなかったことの有無



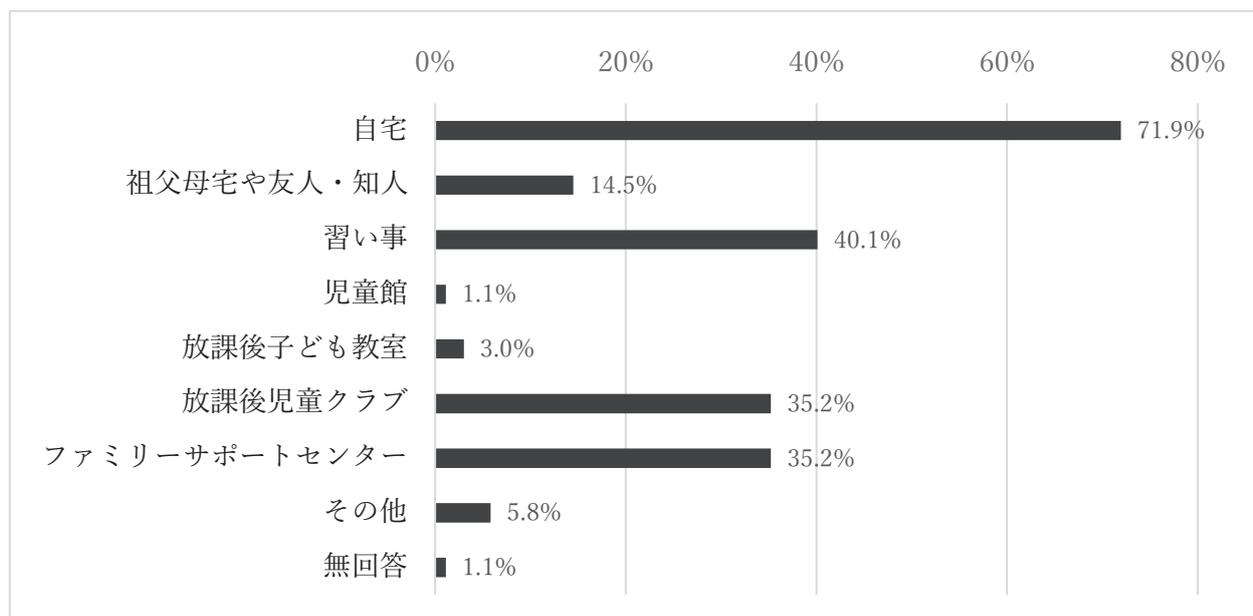
保護者の用事でお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことの有無をみると、「なかった」とした方が87.4%と多数を占めています。「あった」とした方は10.2%となっています。

■子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった時の対処方法

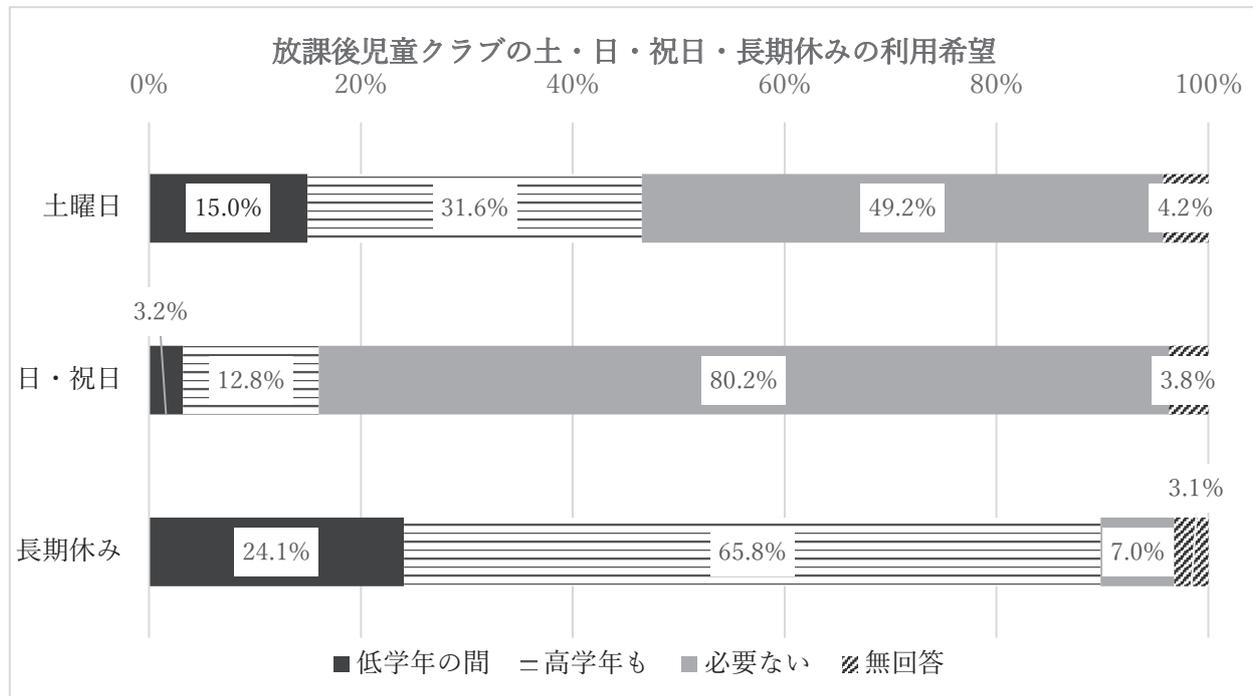


子どもを泊りがけで家族以外に見てもらわなければならなかった時の対処方法としては、「親族、知人にみてもらった」が94.4%で多数を占めています。

4) 放課後の過ごし方の希望



子どもの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が71.9%で最も多く、次いで「習い事」が40.1%、「放課後児童クラブ」が35.2%となっています。また、ファミリーサポートセンターも35.2%となっており、多様な過ごし方を希望していることがうかがえます。



土曜日については高学年、低学年合わせて46.6%、「必要ない」が49.2%と半々になっています。日・祝日については「必要ない」が80.2%と8割を占めている。長期休みについては高学年、低学年合わせると89.9%で9割が希望しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が
できることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援
していくまちづくりを推進していきます

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」の改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで延長されています。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、第一期次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画の着実な推進を図ります。

<子ども・子育て支援事業計画>

- 1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2：地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3：仕事と生活の調和の促進
- 4：その他の支援事業の推進

<美郷町における子ども・子育て支援施策>

- 基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援
- 基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備
- 基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実
- 基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

2. 計画の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度対応事業

子ども・子育て支援新制度に対応する「子ども・子育て支援事業計画」において必須の事業と任意の事業について整理しています。

1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

2：地域子ども・子育て支援事業の推進

3：仕事と生活の調和の促進

4：その他の支援事業の推進

- 子育て家庭に対する経済的支援
- 保育の質の向上
- 発達障害支援
- 児童虐待防止

美郷町における子ども・子育て支援施策

次世代育成支援行動計画の内容を継承し、美郷町における子ども・子育て支援に関わる各種の取り組みについて整理しています。

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

- 1-1：教育内容の充実
- 1-2：教育の質の向上
- 1-3：安全な学校環境の確保
- 1-4：心身の健全育成
- 1-5：経済的支援

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

- 2-1：母子保健の推進
- 2-2：子育て家庭に対する相談体制の充実
- 2-3：子育て支援情報の提供
- 2-4：子育て家庭の交流促進
- 2-5：家庭の子育て力の向上

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

- 3-1：地域の子育て力の強化
- 3-2：子どもの居場所づくり
- 3-3：子どもを取り巻く環境の改善

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 4-1：防犯対策の充実
- 4-2：交通安全対策の充実
- 4-3：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 5-1：障がい児への支援
- 5-2：ひとり親家庭等への支援

第2編：施策の展開

第1章 事業推進の考え方

1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の充実・強化
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

<教育・保育の一体的提供の推進>

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本町では、既存の認定こども園で教育・保育の一体的提供の推進を図っていきます。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、出産前に仮申請書による利用意向調査でニーズを把握し、適切な情報を提供することで円滑な利用につなげます。

<子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

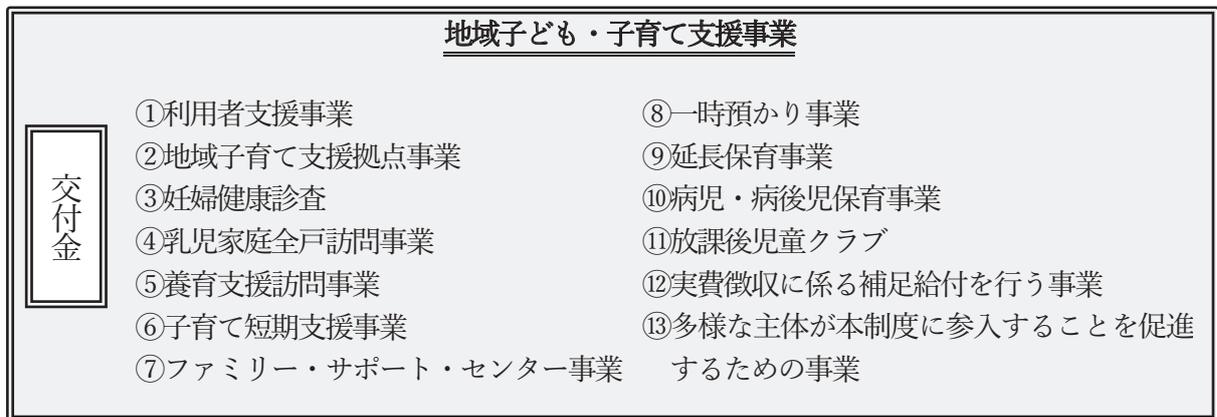
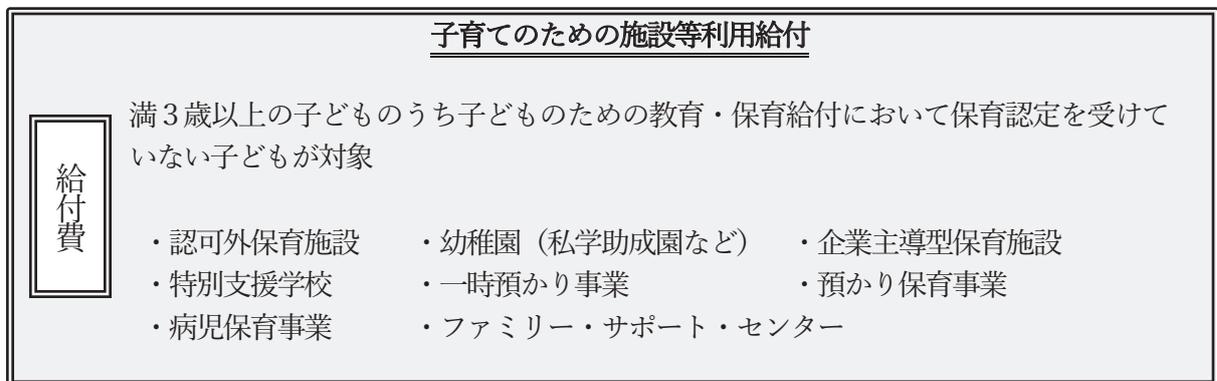
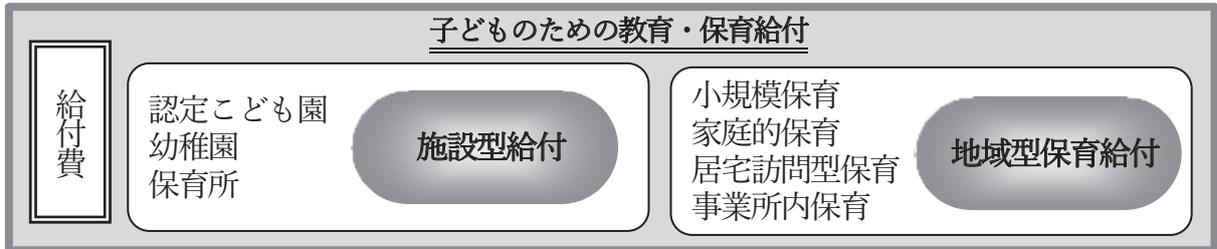
<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

2. 制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。



(1) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保護者の就労状況や、他に優先すべき事情などを考慮して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

1) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

2) 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労 ○ 妊娠・出産 ○ 保護者の疾病・障害や同居親族等の介護・看護 ○ 災害復旧 ○ 求職活動 ○ 就学 ○ 虐待やDVのおそれがあること ○ その他市町村が定める事由
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ○ 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先すべき事情	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭 ○ 生活保護世帯 ○ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ○ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ○ 子どもが障害を有する場合 ○ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ○ 小規模保育事業などの卒園児童 ○ その他市町村が定める事由

(2) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

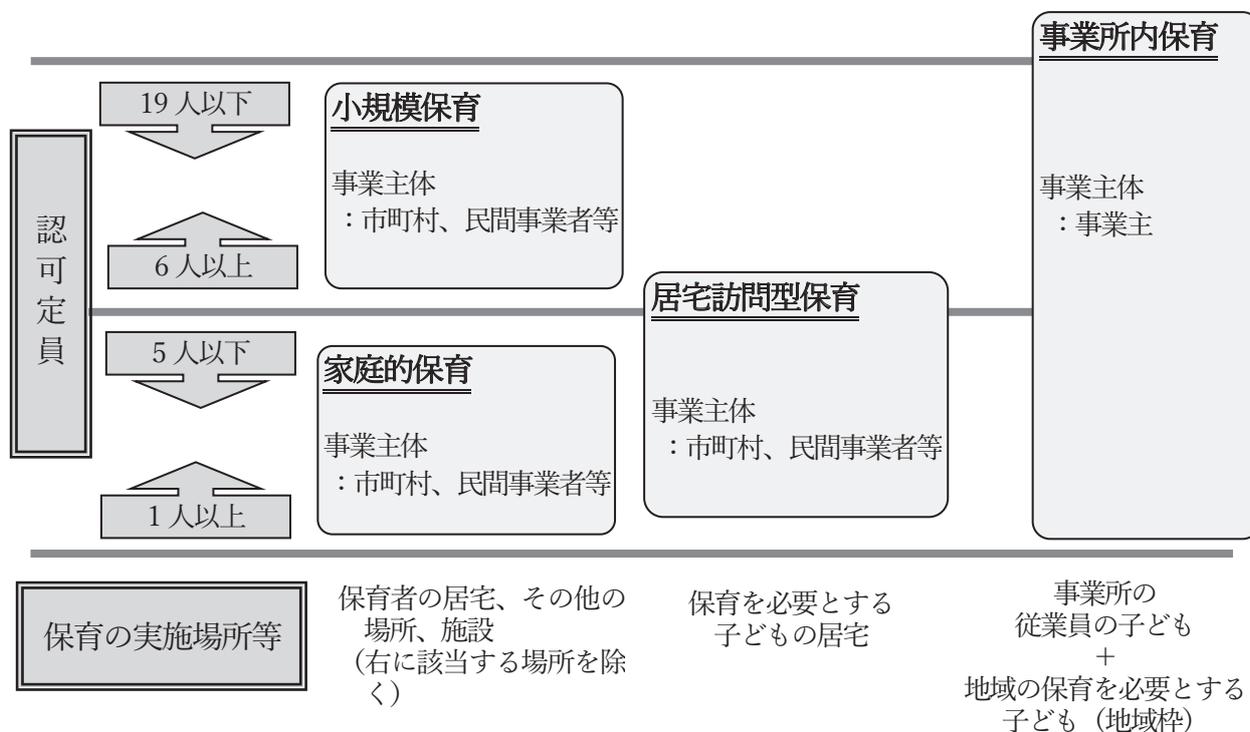
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。(新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。)



(3) 子育てのための施設等利用給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある満3歳以上の子どもへの保育について、幼稚園（私学助成対象園など）、認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業等を利用した場合に給付対象となります。

保護者が各施設に対し支払った利用料の実績に基づき直接保護者に当該額を給付するか、各施設等が代理で給付を受け保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

認定区分	対象者	対象事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外の子ども	幼稚園（私学助成園）など
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育の必要性の認定基準に記載のある事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・認可外保育施設 ・企業主導型保育施設 ・一時預かり事業 など
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、『保育の必要性の認定基準に記載のある事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、市町村住民税非課税世帯である子ども	・認可外保育施設 ・企業主導型保育施設 ・一時預かり事業 など

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、対象事業の範囲についても法定のものとなっています。

現在本町で実施している事業

- ・利用者支援事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業（体調不良）

第2章 事業の推進

1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1) 幼保一体による幼児教育の充実：認定こども園

【事業概要】

幼保一体による幼稚園・保育園運営と幼児教育の充実を図ります。

町内の3園とも幼保連携型認定こども園として運営しています

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

本町では、認定こども園3園において、幼児期の教育と保育の一体的な提供を図ってきたことから今後も認定こども園を中心とした教育・保育事業の推進を図っていきます。

当面の間は認定こども園による教育・保育事業の提供を想定しており、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育など）の実施は予定しておりませんが、保護者の利用ニーズの高まりや事業者の新規参入などの状況を見極め、必要であれば、地域型保育給付などの実施についても検討していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

■地域子ども・子育て支援事業

1) 一時保育・延長保育の実施

【事業概要】

こども園における通常保育時間終了後の延長保育、未就園児を対象とした一時保育を行っています。

延長保育：15：30～19：00

一時保育：8：30～16：30

【取り組みの方向】

今後も保護者に対する子育ての支援のため、一時保育・延長保育の充実に努めます。

2) 病児・病後児保育施設の利用支援

【事業概要】

病児・病後児保育施設を利用した場合、利用1回について、利用費用の1/2を助成し、利用者の支援を行っています。

【取り組みの方向】

利用できる施設（病院）が町内にないため、近隣市の施設を利用している状況にあります。今後も、子どもが病気の際にどうしても保育が必要な場合に病児・病後児保育施設が利用できるように引き続き支援を行っていきます。

3) 放課後児童クラブの充実

【事業概要】

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、家庭に代わり適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施しています。

平成27年度からは対象児童を6年生まで拡大し、利用ニーズの増加に伴い、平成27年度は定員をめだか児童クラブ70人、わくわく児童クラブ80人、仙南っ子児童クラブ70人に拡大、平成29年度にはわくわく児童クラブ2（定員40人）を新設し、仙南っ子児童クラブの定員を100人に拡大しました。さらに平成30年度はわくわく児童クラブ2の定員を50人に拡大、令和元年度は仙南っ子児童クラブの定員を120名に拡大し取り組んでいます。

また、平成27年から放課後児童支援員の資格の取得が必要になったことから、

毎年資格認定研修を受講させ、令和2年2月現在では23人が取得し、74%の取得率となっています。

他にも各種研修を受講させ職員の資質向上を図っています。

【取り組みの方向】

児童を取り巻く環境を勘案しながら、放課後に保護者のいない家庭の小学生に対する児童の居場所づくりを推進します。

4) こんにちは赤ちゃん事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援の必要な家庭に対しては適切な助言、サービス提供につなげています。

【取り組みの方向】

これまで生後4か月までの乳児とその家族を対象とした乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)については、全戸訪問ができており、今後も継続して実施していきます。

5) 子育て短期支援事業

【事業概要】

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で、家事・育児に困ったときに施設で子どもの養育や母子の保護を行う事業です。(「ショートステイ」や「トワイライトステイ」)

これまでのところ、需要は少なく、本町においては実施していません。

【取り組みの方向】

今後も保護者の要望状況の把握に努めてまいります。

■妊婦検診

1) 妊婦一般健康診査の推進

【事業概要】

妊婦を対象とした妊婦健康診査、妊婦歯科健診、産婦を対象とした産後1か月検診、母乳外来の受診費用の助成を実施しています。

【取り組みの方向】

すべての妊婦が、経済的な理由等で、必要な時期に健診を受診しないまま出産に至ることのないように、標準的な健診回数の公費負担を継続していきます。

2) ハイリスク妊産婦に対する保健師の家庭訪問指導

【事業概要】

ハイリスク妊産婦に対する保健師の家庭訪問指導を行います。
病院等からの報告によって対象者を把握し、随時訪問しています。

【取り組みの方向】

健康に問題を抱える妊産婦や、育児不安のある妊産婦を早期に把握するために病院等との連絡体制の強化に努めていきます。
訪問により不安の軽減が図られるよう事業を継続していきます。

3) 妊産婦に対する電話相談等

【事業概要】

妊産婦の悩みや不安等の解消のため、保健師による面接や電話相談を実施しています。
相談には事前予約などは不要で、随時対応しています。

【取り組みの方向】

妊娠届出時からの継続した相談体制の周知を図りながら、今後も継続して取り組んでいきます。

3. 仕事と生活の調和の促進

1) 男女共同参画みさと計画の推進

【事業概要】

第2次美郷町男女共同参画みさと計画では、仕事、家庭生活、地域生活などの様々な活動を人生の段階に応じて自らの希望するバランスで行う、仕事と家庭の調和「ワーク・ライフ・バランス」を推進しています。

出前講座や男性の家事や育児参加のための事業及び啓発活動を行い、男女共同参画社会の実現のため取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も男女が共に支えあい、いきいきと暮らしていけるよう、継続して取り組んでいきます。

2) 職場や事業主、地域社会に対する啓発活動

【事業概要】

ハローワーク等関係機関と協力し、安心して妊娠・出産し、働き続けることができる環境を整えるための各種制度（産前・産後休業、育児休業、育児のための短時間勤務、子の看護休暇等）の普及を図っています。

県等が作成したパンフレットを窓口を設置し、周知を行っています。

【取り組みの方向】

今後も各種制度を掲載したパンフレットを活用し、窓口への設置や企業への周知に取り組んでいきます。

3) 企業に対する各種助成金制度の周知

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを支援する両立支援等助成金（出産時両立支援、介護離職防止支援、育児休業等支援、再雇用者評価処遇、女性活躍加速化）についての啓発を推進するため、県等が作成したパンフレットを窓口を設置し、周知を行っています。

【取り組みの方向】

今後も各種制度を掲載したパンフレットを活用し、窓口への設置や企業への周知に取り組んでいきます。

4. その他の支援事業の推進

■子育て家庭に対する経済的支援

1) 児童手当

【事業概要】

子育て家庭の生活の安定に寄与するよう、児童手当を支給しています。

【取り組みの方向】

次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため継続して取り組んでいきます。

2) 福祉医療費の助成

【事業概要】

子どもの心身の健康の保持と生活の安定を図るために、福祉医療費の助成を行います。

平成 28 年度から対象を中学生まで拡大して取り組んでいます。

【取り組みの方向】

子どもの健康保持と子育て世代の生活の安定を図るため、今後も継続して取り組んでいきます。

3) 幼児教育・保育施設の利用者負担額等の助成

【事業概要】

認定こども園、幼稚園など幼児教育・保育施設の 3 歳未満児利用者負担額、3 歳以上児の給食費等について、世帯の所得の状況等を勘案して助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。

【取り組みの方向】

今後も保護者の経済的負担を軽減していきます。

4) 各種経済的支援制度の周知

【事業概要】

広報やホームページへの掲載及び窓口で資料を配布し各種制度の周知を図っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して各種制度の周知を図っていきます。

■保育の質の向上

1)アクションプログラムの実施

【事業概要】

小学校教育との連携や園内外での研修体制の充実を図るなど「保育の質の更なる向上に資する取り組み」（アクションプログラム）を推進しています。

【取り組みの方向】

職員に対して積極的な研修への参加を促しており、今後も多くの職員の参加を得て、継続して取り組んでいきます。

2) 保護者参画による園運営の実施

【事業概要】

保護者による園評価の実施や園運営の助言など保護者参画による園運営を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も保護者等の意見を聞きながら園運営に取り組んでいきます。

3) 保育環境の改善

【事業概要】

施設整備による保育環境の改善を図ります。

毎年園の設備や遊具等の点検を行い、適切な設備改修に努め保育環境の充実を図っています。

【取り組みの方向】

今後も必要に応じて施設整備を行っていきます。

4) こども園への看護師の配置

【事業概要】

子どもの健康や安全、こども園の衛生管理など質を確保するため、各園に看護師を配置しています。

3園に1人ずつ配置しており、平成30年度には、延べ624人の乳幼児を担当しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して園児の健康管理に努めていきます。

■発達障害支援

1) 発達障害支援

【事業概要】

発達障害等支援を要する園児が在籍する園に、該当園児を支援する特別支援員を配置し、園児の個性に合わせた保育を実施しています。

子どもやその親への支援を充実するとともに、専門的なアドバイスを行えるよう支援者の育成、児童相談所や関係機関との連携を図ります。

窓口の周知強化や地域住民への理解周知にも取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と連携のもと、発達障害等の子どもやその親への支援に取り組んでいきます。

2) 学校生活支援員配置事業

【事業概要】

発達障害等支援を要する児童生徒が在籍する3小学校・1中学校に、該当児童生徒を支援する学校生活支援員を配置し、児童生徒の教育的なニーズに応じた指導・支援を実施しています。

【取り組みの方向】

支援を必要とする児童生徒は増加の傾向にあり、今後もニーズに応じた指導・支援に取り組んでいきます。

■児童虐待防止

1) 児童虐待防止対策

【事業概要】

児童虐待の発生及び深刻化予防のために、P T A等を通じて親の体罰の禁止や189（いちはやく）ダイヤルの周知呼びかけ、さらに通告義務や通告先、相談窓口等について、広報やホームページへの掲載、チラシの配布など、早期発見の環境づくりの広報や啓発活動を行い、地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図ります。

【取り組みの方向】

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に、今後も継続して取り組めます。

2) 要保護児童対策地域協議会活動の推進

【事業概要】

美郷町要保護児童対策地域協議会が中心となり、要保護児童等への援助のため、関係機関により要保護児童に関する情報交換、要保護児童に対する支援等の内容に関する協議を行い、相談支援の充実を図ります。

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催により、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止や要保護児童等への支援を図ります。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割分担を明確にし、的確な対応に努めていきます。

3) 要保護児童対策に関わる職員の質の向上

【事業概要】

研修等へ積極的に参加し、職員の質の向上と相談援助体制を強化します。

職員は研修等に積極的に参加し、専門性の向上とスキルアップに努めています。

【取り組みの方向】

今後も要保護児童等への適切な支援を図るよう取り組んでいきます。

4) 要保護児童に関わる巡回児童相談

【事業概要】

児童相談所との連携により、要保護児童について、医療機関や巡回児童相談へつなげます。

児童の状況に応じて、巡回児童相談を勧めています。

【取り組みの方向】

保護者に拒否感がある場合、勧めにくいため、引き続き、事業の周知と理解を深めていくとともに、個々のケースに適したきめ細やかな対応に取り組んでいきます。

5) DV防止対策

【事業概要】

DVは直接的に暴力を受ける女性だけでなく、その子どもたちにも深刻な影響を及ぼし児童虐待につながることから、慎重に対応しています。

相談窓口の強化を図るほか、広報やホームページ等で防止や啓発活動に努めます。

【取り組みの方向】

今後も関係機関の連携を強化し、緊密に連携して取り組んでいきます。

6) 子どもの貧困対策

【事業概要】

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連機関で連携し、教育、生活、就労、経済的支援に関する情報を発信し、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

【取り組みの方向】

関係機関と緊密な連携を図り、子どもの家庭環境の把握に努めるとともに、必要な制度についての情報提供や積極的な利用につながるよう支援していきます。

第3章 事業の計画目標

1. 教育・保育事業の確保策

		1号		2号		3号		提供体制		
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳	実施の有無	箇所数	
		教育	保育	教育	保育	保育	保育			
令和2年度	量の見込み	75人		277人		42人	154人	実施の有無	箇所数	
		教育:計		75人	保育:計	473人				
		教育:計		75人	保育:計	473人				
	確保策	施設型給付	確保策のまとめ						×	
			保育所						×	
			認定こども園	75人		277人	42人	154人	○	3か所
		地域型保育給付	幼稚園						×	
			小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育						×	
事業所内保育						×				
認可外保育施設						×				
確認を受けない幼稚園						×				
令和3年度	量の見込み	76人		277人		44人	141人	実施の有無	箇所数	
		教育:計		76人	保育:計	462人				
		教育:計		76人	保育:計	462人				
	確保策	施設型給付	確保策のまとめ						×	
			保育所						×	
			認定こども園	76人		277人	44人	141人	○	3か所
		地域型保育給付	幼稚園						×	
			小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育						×	
事業所内保育						×				
認可外保育施設						×				
確認を受けない幼稚園						×				
令和4年度	量の見込み	63人		232人		45人	144人	実施の有無	箇所数	
		教育:計		63人	保育:計	421人				
		教育:計		63人	保育:計	421人				
	確保策	施設型給付	確保策のまとめ						×	
			保育所						×	
			認定こども園	63人		232人	45人	144人	○	3か所
		地域型保育給付	幼稚園						×	
			小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育						×	
事業所内保育						×				
認可外保育施設						×				
確認を受けない幼稚園						×				
令和5年度	量の見込み	40人		270人		60人	149人	実施の有無	箇所数	
		教育:計		40人	保育:計	479人				
		教育:計		60人	保育:計	509人				
	確保策	施設型給付	確保策のまとめ						×	
			保育所						×	
			認定こども園	60人		300人	60人	149人	○	3か所
		地域型保育給付	幼稚園						×	
			小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育						×	
事業所内保育						×				
認可外保育施設						×				
確認を受けない幼稚園						×				
令和6年度	量の見込み	40人		270人		60人	149人	実施の有無	箇所数	
		教育:計		40人	保育:計	479人				
		教育:計		60人	保育:計	509人				
	確保策	施設型給付	確保策のまとめ						×	
			保育所						×	
			認定こども園	60人		300人	60人	149人	○	3か所
		地域型保育給付	幼稚園						×	
			小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育						×	
事業所内保育						×				
認可外保育施設						×				
確認を受けない幼稚園						×				

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策

			実施 有無	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	確保策	箇所数	○	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外保育事業(延長保育)	確保策	提供量	○	110人	110人	110人	110人	110人
		箇所数		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
放課後児童健全育成事業	確保策	提供量-低学年	○	200人	205人	218人	235人	235人
		提供量-高学年		120人	114人	111人	115人	115人
		箇所数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	確保策	提供量 箇所数	×					
地域子育て支援拠点事業	確保策	提供量	○	950人回	950人回	950人回	950人回	950人回
		箇所数		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
一時預かり (在園児対象)	確保策	提供量 箇所数	×					
一時預かり (幼稚園以外)等	確保策	提供量	○	400人日	400人日	380人日	360人日	350人日
		箇所数		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児以外)	確保策	提供量 箇所数	×				
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	確保策	提供量	×					
		箇所数						
病児病後児	確保策	提供量	○	600人日	600人日	570人日	550人日	550人日
		箇所数		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
ファミリー・サポート・センター (病児・病後児利用)	確保策	提供量	×					
		箇所数						
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター就学児)	確保策	提供量-低学年	×					
		提供量-高学年						
		箇所数						
妊婦健康診査	確保策	提供量	○	1,165人 妊婦健診 14回	1,165人 妊婦健診 14回	1,165人 妊婦健診 14回	1,150人 妊婦健診 16回	1,150人 妊婦健診 16回
		訪問スタッフ数		80人 4人	80人 4人	75人 5人	75人 5人	75人 5人
乳児家庭全戸訪問事業	確保策	提供量	○					
		訪問スタッフ数						
養育支援訪問事業	確保策	量の見込み	×					
		提供量						
実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保策		×					
多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	確保策		×					

第3編 子ども・子育て
支援施策の推進

第1章 施策推進の考え方

1. 次世代育成支援行動計画の継承

本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進していきます。

2. 次世代育成支援に関わる国の方向性

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、新たにいくつかの取り組みを推進することが国より示されています。

■新・放課後子ども総合プラン

- ・ 共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的または連携して実施し、全ての児童(小学校に就学している児童)の安全・安心な居場所の確保を図る
- ・ このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の令和3年度、5年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- ・ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合は、学校施設を徹底的に利用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校で実施することを目指す。既に小学校でこれらの事業を実施している場合でもニーズに応じ小学校の余裕教室を活用することが望ましい
- ・ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っていることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

国では「放課後児童クラブ」の受け入れ枠を令和5年度末には約30万人分を整備し、「放課後子供教室」と一体的または連携しての実施について、小学校内で一体型として1万か所以上で実施させる方針を示しています

本町においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズや基盤の整備状況を見極めながら、新たな取り組みが必要な場合には、計画期間中においても新規事業に取り組んでいきます。

第2章 施策の展開

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：教育内容の充実

1) A L T 招致事業

【事業概要】

A L T（外国語指導助手）招致事業：外国青年を招致し、児童生徒への外国語教育の充実を図り、地域レベルでの国際交流を推進します。

A L T（外国語指導助手）3人で3小学校、1中学校の外国語活動を補助しています。

【取り組みの方向】

中学校はもとより、令和2年度から始まる小学校での外国語の授業を通して、積極的に外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指します。

2) 学力向上対策事業

【事業概要】

国や県の学習状況調査に加え、学力定着度調査を実施して基礎学力の定着度を調査するとともに、学習指導に係る客観的な資料となる検査等を実施し、児童生徒の状況に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。

【取り組みの方向】

調査結果を分析して児童生徒の課題を明らかにし、教職員の研修活動の充実と授業改善により学力の向上を図ります。

3) ふるさと教育・キャリア教育の充実

【事業概要】

小学校から中学校まで9年間の系統性を考慮した計画を策定して「ふるさと教育」「キャリア教育」の充実を図り、ふるさとを愛し誇りに思い、将来の美郷を町の内外から担う人材の育成を図ります。

【取り組みの方向】

ふるさと・キャリア教育資料「みさと働き人」の積極的な活用を推進するとともに、小学校5・6年生と中学生向けの「美郷町ふるさと学習教材」を作成し、活用を図ります。

1-2：教育の質の向上

1) 学校施設の整備及び維持修繕

【事業概要】

適正な学校態様の実現を図り、子ども達が充実した集団活動を展開し、社会適応に必要な人格形成がなされていくことを目指します。

学校施設の維持管理や環境整備等を行い、児童生徒が授業に集中できる環境の向上に努めます。

また、児童生徒の遠距離通学対策を講じ円滑な登下校を図ります。

【取り組みの方向】

学校の大規模な施設整備は一段落しているものの施設の老朽化が進んでいるため、今後は、長寿命化に向けた計画を進めます。

また、スクールバスの運行により遠距離通学している児童の登下校環境の向上を図ります。

今後も、施設の維持管理や環境整備、遠距離通学対策等については、学校や保護者、地域住民の要望等を勘案しながら対応していきます。

2) 子どもふるさと交流支援事業

【事業概要】

交流活動を通して子どもの視野を広げて人間関係の構築や自己管理能力等の習得を図り、子ども達の自立性、協調性、社会性の育成するために、町内小・中学校と友好都市等の小・中学校との交流や町内小学校児童の宿泊体験活動を推進します。

【取り組みの方向】

他自治体との双方向の学校間交流を充実させていきます。

3) 定期的な教育相談の開催

【事業概要】

定期的な教育相談の開催や電話による教育相談の実施など相談体制の充実を図ります。

県との共催による教育相談会を年2回実施しています。

また、適宜電話、訪問等による対応を実施しています。

【取り組みの方向】

専門機関との連携を図りながら相談体制の充実を図ります。

4) 国際交流推進事業

【事業概要】

グローバルに活躍できる人材の育成を図るために、児童生徒の語学力向上や、異文化への理解や興味関心を高める活動を推進します。

【取り組みの方向】

国際教養大学との連携事業に加え、その他の機会を増やして研修の充実を図ります。

タイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校の中学生との相互訪問交流を通して、英語力の向上のほか、異文化理解を深め、コミュニケーション力や国際感覚を養います。

5) 子どもの感性・創造力育成事業

【事業概要】

本物の芸術に触れる芸術鑑賞等の機会を設け、子どもの感性を育むとともに、自ら課題意識をもち物事に夢中になって取り組む子どもを育成するために、自由研究コンテストを実施します。

【取り組みの方向】

発達段階に即した適切な活動を選定し、事業を継続していきます。

1-3：安全な学校環境の確保

1) 不審者対策事業

【事業概要】

子ども達を不審者等から守り、安全安心な学校生活を送れるようにスクールガードリーダーによる見守りや、子ども見守り隊・子ども110番の家の組織強化を図ります。

安全安心メールの発信により、緊急時での情報を保護者などへ発信することができています。

【取り組みの方向】

引き続き、スクールガードリーダーや子ども見守り隊の見守り活動等により、子ども達を不審者等から守るよう取り組みを進めます。

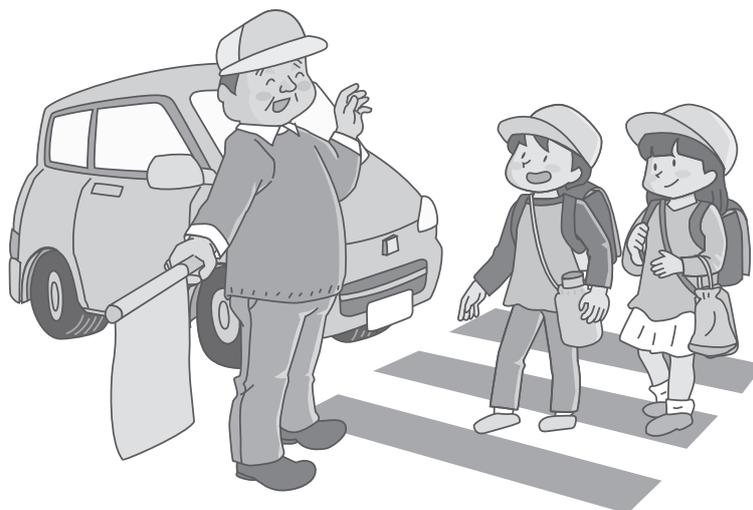
2) 児童の登下校時の安全の確保

【事業概要】

学校において交通安全教室を開催し、交通ルールを守る取り組みを行っています。

【取り組みの方向】

スクールガードリーダー、子ども見守り隊による登下校時の見守り活動を行っていきます。



1-4：心身の健全育成

1) スポーツ活動の支援

【事業概要】

子どもがスポーツに取り組む機会を創出し、スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的として、夏季の水泳教室と冬季のスキー教室を開催します。

【取り組みの方向】

小学生を対象に、水泳教室は総合型地域スポーツクラブと協力し、夏休みを利用して開催します。また、スキー教室は、町スキー連盟の協力のもと冬休みに開催します。

2) スポーツ少年団への支援

【事業概要】

スポーツ少年団活動を通して公平性、公正性などのスポーツルールだけでなく、一般社会のルールを学び、青少年の健全育成につながるため、スポーツ少年団活動を支援します。

- ・スポーツ少年団22団体に活動費助成
- ・県大会以上出場選手への派遣費補助。

【取り組みの方向】

スポーツ少年団活動の過度な練習など、行き過ぎた活動を防止するため、指導者の資質の向上を図り、社会体育施設の使用料の減免措置など、活動の場の環境を整える取り組みをしていきます。

3) スポーツイベントの開催

【事業概要】

いつでも気軽にスポーツに触れる機会を提供し、世代間や地域間のふれあいや交流、地域の絆を深めるため、スポーツイベントを開催します。

- ・ 中学校新人駅伝競走大会
- ・ ニュースポーツ、ウォーキング教室
- ・ チャレンジデー

【取り組みの方向】

子どもたちを含めた町民の参加促進を図り、各種スポーツ事業の活性化に努めます。

1-5：経済的支援

1) 就学援助

【事業概要】

経済的な理由で就学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学習に必要な費用の一部を援助することによって、義務教育の円滑な実施を推進します。

学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、卒業アルバム代等、児童生徒会費、学校給食費、医療費（学校保健安全法施行令第8号に規定する疾病）について援助を行っています。

【取り組みの方向】

今後も経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に取り組んでいきます。

2) 奨学資金の貸付

【事業概要】

美郷町民の子弟で、優秀であるが経済的な理由で修学が困難な高等学校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生を援助するため、一定の基準により選考された学生に対し、毎年度予算の範囲内で奨学資金の貸付を行っています。

【取り組みの方向】

今後も美郷町民の子弟で、優秀であるが、経済的な理由で修学が困難な方に対して教育の機会を保障するため、毎年度予算の範囲内で奨学資金の貸し付けに取り組んでいきます。

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：母子保健の推進

1) 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない保健対策の充実

【事業概要】

子育てをサポートするため妊婦・出産・育児まで一貫した母子保健指導を行っています。特に出産後は、早期に全戸訪問し、保健師が面接、指導を行っています。

【取り組みの方向】

令和2年度から子育て世代包括支援センターを立ち上げ、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ワンストップで相談に対応できる体制を整えます。

2) 母子手帳の交付

【事業概要】

母子手帳交付時面接、指導を行うことで、妊婦・出産・育児まで一貫した健康状態を記入する母子健康手帳の重要性を啓発しています。(問診、パンフレット配布等により説明、指導を行っています。)

また、出産後、4か月になる前に全戸訪問し、保健師が面接、指導を行っています。

【取り組みの方向】

母子手帳交付時にすべての妊婦に支援プランを作成し、妊娠から出産まで切れ目のない、顔の見える子育て支援に努めていきます。

3) 父子手帳の交付

【事業概要】

母子手帳交付時に、父親の意識啓発のための父子手帳の交付を行います。

父子手帳交付により、父親の育児参加への意識啓発を行います。

【取り組みの方向】

家族で協力して子どもを育てる意識の啓発のため、今後も継続して取り組んでいきます。

4) 低体重児に対する保健師の家庭訪問指導

【事業概要】

低体重児出生届により対象者を把握するなど、低体重児に対する保健師の家庭訪問指導を行っています。

【取り組みの方向】

できるだけ早期に訪問し、育児に対する不安を軽減するとともに、子どもの健やかな成長を促すよう取り組んでいきます。

5) 乳幼児訪問指導

【事業概要】

育児や保健指導が必要と思われる家庭を対象として乳幼児訪問指導を行っています。(随時対応)

【取り組みの方向】

関係機関との連携を図りながら、早期の問題解決を目指して今後も継続して取り組んでいきます。

6) 乳児健康診査

【事業概要】

発達上の節目の時期である、4 か月児、7 か月児、10 か月児に対して、乳児健康診査を実施しています。(対象児全員に実施)

【取り組みの方向】

健診未受診児の発達、発育状態については訪問等で確実に把握していきます。
また、経過観察児のフォローを確実にを行い、疾病の早期発見、早期療育に繋がるように努めていきます。

7) 歯科健診及び歯科保健指導

【事業概要】

歯の健康づくりを推進するために、子どもたちの成長の節目となる、1歳6か月児、2歳児、3歳児に対して、歯科健診及び歯科保健指導を行っています。(対象児全員に実施)

【取り組みの方向】

歯科衛生士による歯磨き指導の充実を図りながら、園との連携を密にし一貫した虫歯予防に取り組んでいきます。

8) 1歳6カ月児及び3歳児健康診査

【事業概要】

発達上の節目の時期である、1歳6カ月及び3歳児に対して、健康診査を実施しています。(対象児全員に実施)

【取り組みの方向】

発育、発達上の問題を早期に発見できるよう、育児相談や心理相談における支援の充実を図っていきます。

9) 健診時に行う各種相談、指導の推進

【事業概要】

健診に併せて、「ことばの発達相談」、「歯磨き指導」、「離乳食指導・おやつ指導」などを行っています。(対象児全員に実施)

【取り組みの方向】

乳幼児からの食育を含め、今後も継続して取り組んでいきます。

10) 定期予防接種の推進

【事業概要】

乳幼児の感染症予防のため定期予防接種を推進します。

新生児・乳児訪問時や健診時、または通知により接種勧奨しています。

【取り組みの方向】

子どもを感染症から守るため、個別接種の体制の充実を図りながら、保護者への啓発により接種率の向上に努めていきます。

11) 乳幼児、児童の健康管理

【事業概要】

肥満傾向児の減少、生活習慣病予防のために乳幼児期から啓蒙に取り組みます。

【取り組みの方向】

休息、運動、食事の面から健康づくりについて啓発、指導を行います。

2-2：子育て家庭に対する相談体制の充実

1) 育児相談、子育てサークル支援等の推進

【事業概要】

子育て家庭に対する育児相談を、3園において随時受付し、相談体制の充実を図っています。

【取り組みの方向】

今後も3園にて継続して取り組んでいきます。

2) 児童相談、支援の充実

【事業概要】

家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び支援の充実を図っています。広報等で窓口体制を周知しています。

【取り組みの方向】

子どもや家庭に効果的な援助を行い、子どもの福祉を図っていきます。

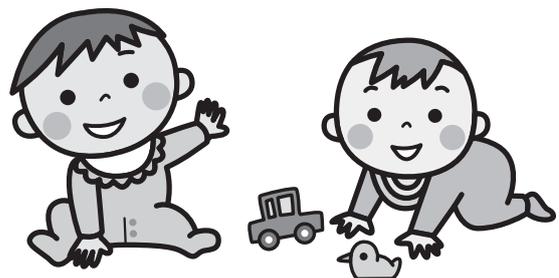
3) 支援を必要とする家庭へのアウトリーチの実施

【事業概要】

生活に困難を抱える幼児や支援を要する保護者に対して、アウトリーチを実施し、相談や指導の機会を増やします。

【取り組みの方向】

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない家庭も見受けられることから、積極的に働きかける支援をし、見守りや生活状況の確認をしていきます。必要に応じ、社会資源の利用や他の機関に繋げていきます。



2-3：子育て支援情報の提供

1) 子育て支援ガイドブック「みさとっこ」による情報提供

【事業概要】

ガイドブックは、平成30年度に改訂版を作成し、未就学児がいる家庭を対象に配付しているほか、母子手帳交付時や転入時にも配付しています。

【取り組みの方向】

子育て支援情報を総合的にまとめたガイドブックの内容の充実を図りながら、これを活用したサービスの情報提供を行います。

2) 子育て・育児情報の提供

【事業概要】

子育て支援センターでは、園を開放して、育児相談や子育て情報の提供を行っています。

3園ともに随時育児相談を開催しています。

【取り組みの方向】

育児相談については平日の利用者が少ないため、平日の利用促進に向けて事業の周知を強化していきます。

3) ハッピーメッセージ事業の充実

【事業概要】

民生児童委員が、新生児のいる家庭へ訪問し記念品を贈呈するほか、地区担当者の紹介や相談窓口の周知に努めます。

【取り組みの方向】

民生児童委員の周知により、子どもや子育てなどの悩みの解消に結びつけることができるよう取り組んでいきます。

2-4：子育て家庭の交流促進

1) 子育て支援センター事業の充実

【事業概要】

育児相談、児童や母親同士の遊びや交流等を行う子育て支援センター事業の充実を図ります。3園ともに平日開催しています。

【取り組みの方向】

育児相談については平日の利用者が少ないため、平日の利用促進に向けて事業の周知を強化していきます。また、保護者から土・日・祝日に交流や相談ができる場所の要望が多いことから、今後内容等の把握に努めていく必要があります。

2) 遊びの広場の充実

【事業概要】

乳幼児を持つ子育て中の親子や祖父母などの交流など、遊びの広場の充実を図ります。

3園ともに週1回の遊びの広場を開催しています。

【取り組みの方向】

今後も3園とも継続して取り組んでいきます。

3) 出前保育の実施

【事業概要】

乳幼児健診時の「出前保育」などにより、子育て支援センターの紹介や就園前の子どもとその親との交流を図ります。

7か月検診のときに月1回保健センターにて「出前保育」を行っています。

【取り組みの方向】

今後も保健師と緊密な連携を図り、継続して取り組んでいきます。

4) 親子で参加できる体験型イベント等の開催

【事業概要】

様々な体験を通して親子で感動を分かちあい、絆を深めていただくことを目的に、親子で参加できる体験型イベント等を開催しています。

・生涯学習奨励員講座等

【取り組みの方向】

事業効果を高めるよう事業内容を検討しながら、今後も実施していきます。

2-5：家庭の子育て力の向上

1) 家庭の教育力の向上

【事業概要】

家庭教育に関する意識の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っています。

- ・就学時健診時子育て講座（3小学校）
- ・親力アップ講演会

【取り組みの方向】

学校、PTA、行政との連携を深め、事業効果を高めるように努めていきます。

2) ブックスタート事業「えほんからはじめよう」

【事業概要】

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入った「ブックスタート・パック」を手渡し、絵本を介して親子の絆づくりを支援する事業です。

【取り組みの方向】

町立図書館、保健センター、子育て支援センターなどそれぞれの専門性を生かし、読み聞かせボランティアや民生児童委員も交えて、赤ちゃんが健やかに育てほしいという願いを共有しながら充実を図っていきます。

3) インターネットセーフティの推進

【事業概要】

子どもたちを取り巻くインターネット環境について大人の正しい理解を深め、子どもたちのネットトラブルを防止し、健全な利用を支えるため、インターネットセーフティに関する事業を実施します。

【取り組みの方向】

秋田県ほか関係機関と連携し、保護者や地域住民を対象に、啓発事業を実施します。

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：地域の子育て力の強化

1) 子育て支援に関わる地域ネットワークの構築

【事業概要】

民生児童委員協議会など地域で子育て支援を行っている各機関との定期的な連携を図り、地域の子育て家庭への支援を行います。

【取り組みの方向】

地域で子育て支援を行っている各機関との定期的な連携について今後も継続して取り組んでいきます。

2) 子ども会活動や地域活動の促進

【事業概要】

地域や関係機関と協働して、子ども会活動や地域活動を促進します。

企画・立案から子どもたちが中心となって活動を行う子ども会事業に対して、活動費の一部を助成しています。

【取り組みの方向】

子ども会活動に積極的に取り組めるよう助成していきます。

3) 世代間交流事業の推進

【事業概要】

老人ホーム等との積極的な交流を行い、世代間交流を推進しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して世代間交流の充実に取り組んでいきます。

4) 地域力を活用した学校活動支援の促進

【事業概要】

学校支援地域本部事業：

住民活動センター「みさぽーと」と連携し、地域のボランティアによる学校支援活動を行っています。

【取り組みの方向】

効果的な事業を行っていくために、「みさぽーと」、学校、行政の意思疎通を強化しながら、今後も継続して取り組んでいきます。

3-2：子どもの居場所づくり

1) 公民館活動の推進

【事業概要】

体験活動の充実による子どもたちの健やかな成長と居場所づくりのため、わくわくスクールを実施しています。

また、施設の一部を「ほっとスペース」として開放しています。

【取り組みの方向】

放課後児童クラブとの関連性を意識しながら、事業の対象者、事業内容について検討を行います。

3-3：子どもを取り巻く環境の改善

1) 青少年健全育成に関わる啓発

【事業概要】

青少年の健全育成に関する啓発紙やカレンダー等の配布、中学生に対する皆勤賞、卒業記念品の贈呈を行っている青少年健全育成町民会議に対して助成を行っています。

【取り組みの方向】

事業の内容について、今後の方向性を検討するとともに、助成のあり方について検討を行います。

2) 少年保護育成委員会活動の推進

【事業概要】

青少年に悪影響を及ぼすと思われる雑誌等を販売している自動販売機、コンビニエンスストア等に対して、少年保護育成委員会による立入調査や、夜間パトロールを実施しています。（年1回程度訪問し、状況を確認）

美郷地区少年保護育成委員会の活動を助成（補助金交付）し、指導活動等を行っています。

【取り組みの方向】

美郷地区少年保護育成委員会活動を支援し、巡回パトロールや「朝の声掛け運動」の実施や「子供と家族の健全育成ペア標語」への協力を通じて委員会活動を推進していきます。

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：防犯対策の充実

1) 「社会を明るくする運動」の推進

【事業概要】

家庭、地域、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を目指す「社会を明るくする運動」を推進します。

美郷町保護司、美郷町更生保護女性の会の活動を助成（補助金交付）し、運動を推進しています。

【取り組みの方向】

犯罪や非行のない明るい社会の実現を図ることを目的に、街頭活動、イベント時の広報啓蒙活動を実践している、美郷町保護司会、美郷町更生保護女性の会活動を支援することにより推進していきます。

2) 「子ども・女性110番の家」の推進

【事業概要】

町内の子ども・女性110番の家で行っている子どもの安全を守る活動を推進します。

現在 199 戸の登録があります。

【取り組みの方向】

P T A 等で存在の周知を図っていきます。

3) 犯罪等に関する情報の提供

【事業概要】

住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

町防犯担当部署と警察等との連携強化を図り、防犯協会及び防犯指導隊等を通じて迅速な情報提供に努めます。

【取り組みの方向】

定期的な会議の場を持つことにより、情報提供を図っていきます。

4) 防犯に関する啓発

【事業概要】

防犯に関する広報周知やパンフレット等を配布し、防犯意識の啓発に努めています。

特殊詐欺等防犯情報を適宜広報に掲載するとともに、町防犯協会や防犯指導隊による広報車での防犯広報活動を通じて、町民の防犯意識の向上を図ってまいります。

【取り組みの方向】

町防犯協会や防犯指導員による広報活動に取り組んでいきます。

5) パトロール活動の推進

【事業概要】

地域や関係機関が連携したパトロール活動を推進します。

- ・町防犯指導隊 4回/月
 - ・町防犯協会 4回/年
 - ・美郷地区少年保護育成委員会
- その他に各種イベント時に実施

【取り組みの方向】

今後もパトロールや見守りの拡充に努め、継続して取り組んでいきます。

6) 子ども見守り隊の組織強化

【事業概要】

子ども見守り隊の組織強化を図ります。

年1回こども安全集会を開催し、事業の協力依頼や会員の募集を行っています。

【取り組みの方向】

今後も新規会員の募集を行い、継続して取り組んでいきます。

7) 地域での防犯講習会の開催

【事業概要】

地域で防犯講習会を開催し犯罪の未然防止と犯罪意識の高揚を図ります。

町防犯協会による関係機関を交えた地域防犯座談会を開催し、情報の共有及び意見交換等を実施しています。

【取り組みの方向】

警察との連携により、地域での防犯講習会に取り組んでいきます。

8) 防犯灯の設置

【事業概要】

防犯灯約 2,800 基（平成 30 年末時点）を管理しているほか、通学路等への防犯灯設置を適宜実施しています。

【取り組みの方向】

犯罪の未然防止による住民が安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、適切な管理及び維持に努めます。

4-2：交通安全対策の充実

1) 通園、通学路の安全点検

【事業概要】

通園、通学路の安全点検を実施し、事故発生を未然に防止します。

年 1 回関係機関で現地調査及び協議を実施するとともに、通学路の随時点検を行っています。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と連携を密にし、継続して取り組んでいきます。

2) 交通安全施設の整備

【事業概要】

街路灯、道路標識、道路表示など交通安全施設整備を推進します。

通学路交通安全プログラムを策定し、道路管理者に要望し、適宜整備をしています。

また、歩道が設置されていない通学路にはグリーンベルトを随時設置しています。

【取り組みの方向】

通学路には今後も整備を進めていきます。

3) ガードレール、カーブミラーの設置

【事業概要】

見通しの悪い道路にはカーブミラーを設置し、安全確認を促し事故防止を図ります。設置については、要望などにより整備を進めており、649 基（令和元年末時点）を管理しています。

また、ガードレールなどについても、逸脱車両による歩行者や運転者等への被害防止などを目的に設置や修繕を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も安全な道路交通環境の維持・向上に努めていきます。

4) 交通安全対策協議会の開催

【事業概要】

交通安全対策協議会を開催し、交通安全施設整備を推進します。

必要に応じ、交通安全対策協議会を開催し、交通安全協会及び教育委員会等々からの要望を受け、関係機関と連携し整備を推進しています。

信号機、横断歩道の設置については、時間を要することから、県交安委員会、警察等に要望していきます。

【取り組みの方向】

今後も安心安全な道路づくりを進めていきます。

5) チャイルドシートの購入補助及び正しい着用の啓発

【事業概要】

チャイルドシートを購入する保護者に対し補助金を交付して普及を図ります。

6歳未満の乳幼児の保護者を対象に、1人に1台限りとし、購入金額の1/2、10,000円を上限に補助金を交付しています。

また、チャイルドシートの正しい着用について関係機関と連携して啓発に努めます。購入補助等の広報掲載とともに正しい着用などについて啓発しています。

【取り組みの方向】

乳幼児の安全を守るとともに、子育て支援に資することを目的に、今後も助成事業を継続します。

6) 交通安全に対する啓発

【事業概要】

保護者に対して交通安全に関するパンフレットの配布等による啓発活動を推進しています。

【取り組みの方向】

交通安全母の会等各種団体への支援を通して、保護者への啓発活動を続けていきます。

4-3：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

1) 歩道の整備

【事業概要】

通学路の交通安全対策と、地域住民の安全な通行を確保するため歩道を整備します。歩道整備の際は交通バリアフリー法に基づいた整備を行います。

【取り組みの方向】

中学校への通学路の歩道整備を重点的に取り組み、児童生徒が安全に通学できる歩道を整備します。

2) 公共施設周辺の点検等と改善

【事業概要】

定期的に公共施設周辺の点検を行い、改善の必要性についても検討していきます。(点検等については通常業務として実施しています)

【取り組みの方向】

定期的な巡回点検を今後も継続して取り組んでいきます。

3) ベビーキープ、多機能トイレの設置

【事業概要】

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、ベビーキープ、多機能トイレの設置や広いスペースの確保を実施しています。

県からは12施設が「こどものえき」として認定を受けています。平成30年度は4施設に授乳スペースを常設し、屋外でのイベント時など利用できる授乳用テントも導入しています。

【取り組みの方向】

子育て中の保護者が安心して訪れることができるよう、継続して管理に努めていきます。

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がい児への支援

1) こども園や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ推進

【事業概要】

こども園や放課後児童健全育成事業において、軽・中程度で集団保育が可能な障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

各こども園においては、特別支援の臨時保育士を配置し、特別支援が必要な乳幼児を受け入れています。

【取り組みの方向】

特別支援に携わる臨時保育士が知識と経験に乏しいため、3園合同で保育教諭と保育補助を対象に、外部から講師を招き、特別支援に対する知識等を習得する機会を設け、受け入れ態勢の向上に努めます。

2) 障がいの早期発見、早期対応

【事業概要】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

乳幼児期から行う各種健診時において、予防対策や、障がいの発見に努めています。

【取り組みの方向】

現状の体制で対応できていると思われていますが、マンパワーの改善により一層の体制の充実を目指していきます。

3) 障がい児に関わる巡回児童相談

【事業概要】

南教育事務所で実施している「専門家・支援チーム」における巡回相談時に対象児童の実態把握と教育的判断、園や校内体制に対する保護者や教職員へのアドバイスなどのサポートを受け、障害のある幼児、児童の支援につなげています。

【取り組みの方向】

今後も専門家のサポートを受けながら障害児支援を継続していきます。

4) 療育訓練

【事業概要】

必要に応じて関係機関と連携し、療育訓練を推進しています。

【取り組みの方向】

今後も必要に応じて関係機関と連携し、取り組んでいきます。

5) 障がい児の健全な発達支援に向けた総合的な取り組みの推進

【事業概要】

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービス（障害児通所支援等）を提供しています。

また、相談支援事業所が関係機関との連携を図り、相談等対応しています。

【取り組みの方向】

関係機関と連携を取りながら、今後も継続して取り組んでいきます。

6) 総合支援協議会実務者会議（児童部門）の開催

【事業概要】

美郷町総合支援協議会実務者会議（児童部門）において関係機関の連携を強化します。

年2回、気になる子についての情報について、情報交換・共有を図っています。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と連携を取りながら、対象児童に合わせた支援を継続していきます。

7) ことばの障がいの早期発見・早期療養

【事業概要】

乳児健診の機会に、ことばの発達が気になる幼児・児童の心身の健全な発達を援助し、ことばの障害の早期発見・早期療養を行います。

乳児健診等などを通じて、気になる幼児、児童の確認や支援を行っています。

【取り組みの方向】

3歳児検診に臨床心理士を配置し、言葉の遅れ等の早期発見に努め、早期療育に結びつけていきます。

5-2：ひとり親家庭等への支援

1) ひとり親家庭に対する経済的支援

【事業概要】

ひとり親家庭が自立した社会生活を送ることができるように、経済的支援を行っています。

児童扶養手当や母子・父子寡婦福祉資金貸付金など生活の安定と向上のための経済的な支援をしています。(県の事業)

離婚届時にパンフレットを用い、就学援助制度や授業料保育料の減免等の各種支援制度の周知を図っています。

【取り組みの方向】

今後もひとり親家庭が自立した生活ができるよう取り組んでいきます。

2) ひとり親家庭住宅整備資金の貸付の実施

【事業概要】

ひとり親家庭に対して、住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行います。

【取り組みの方向】

事業ニーズを見極めながら、事業の方向性を検討していきます。

3) ひとり親家庭の子どもを対象とした福祉医療費の助成

【事業概要】

ひとり親家庭の子どもを対象とし、18歳を迎え最初の3月31日まで福祉医療費の助成を行います。

【取り組みの方向】

子どもの健康維持と家庭の負担軽減のため継続して取り組んでいきます。

4) ひとり親家庭に対する就業支援

【事業概要】

母子家庭等が収入を得て自立した生活ができるように、ひとり親家庭就業・自立支援センターを中心に、就業情報の提供や就職に役立つ講習会を実施するなど就業支援を行っています。

事業については、窓口や広報等で制度の周知を図っています。

【取り組みの方向】

今後もひとり親家庭の自立支援のため継続して取り組んでいきます。

第4編：計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2. 庁内における進捗管理の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内関係課連絡会議を随時開催します。

3. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

本町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

4. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

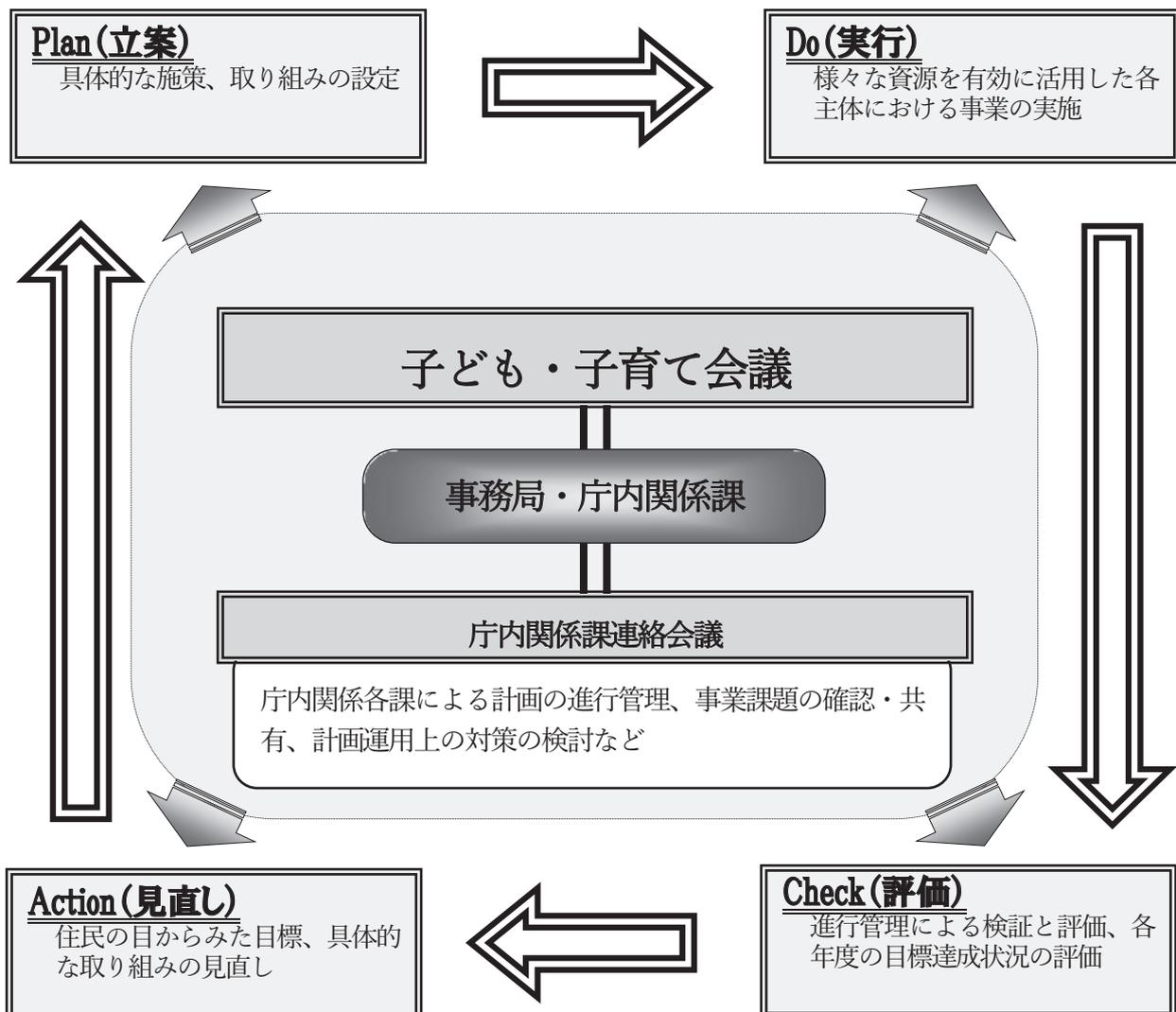
第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内の関係各課の子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



資料編

■ 子ども・子育て会議

1. 設置条例

美郷町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 10 日 条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条の規定に基づき、美郷町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 美郷町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 法が定める特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法が定める特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 町が実施する子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が子ども・子育て支援の上で必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、美郷町教育委員会に委任する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 委員名簿

○令和元年度

No	氏名	所属
1	千田 寿彦	校長会会長
◎ 2	澁谷 陽嗣	社会教育委員委員長
3	照井 富士男	民生児童委員協議会会長
4	照井 哲	大曲仙北医師会理事
○ 5	澁谷 あさ子	園長経験者
6	高橋 幸栄	PTA 連合会会長
7	坂本 智之	なかよし園保護者会会長
8	高橋 泉	わくわく園保護者会会長
9	渋谷 学	すこやか園保護者会会長

(順不同・敬称略)

◎：会長、○：副会長

美郷町

子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

令和5年2月 一部改訂

発行 美郷町・美郷町教育委員会

美郷町土崎字上野乙 170 番地 10

連絡先 担当 教育総務課

電話 0187-84-4914

